

千葉県総合評価方式 技術資料作成の手引き

(千葉県総合評価方式ガイドライン令和8年4月対応版)

令和8年4月

千葉県

はじめに

千葉県では、設計金額2千万円以上の建設工事の一般競争入札について、総合評価方式による落札者決定をしています。

この「技術資料作成の手引き」は、円滑な入札の執行と入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を補完するものとしてとりまとめています。

記載内容は、総合評価方式における各評価項目について、「記載要領」「評価のポイント」「記載例」としています。

県では、引き続き、提出された技術資料を適切に評価して参りますので、資料の作成にあたっては「千葉県総合評価方式ガイドライン」と共に、この手引きをご活用ください。

目次

第1章 総則	- 1 -
1. 技術資料作成にあたって	- 1 -
2. 問い合わせ先	- 1 -
第2章 技術資料の作成方法	- 2 -
【用語の定義】	- 2 -
【提出する技術資料】	- 3 -
1. 共通事項	- 4 -
2. 評定項目一覧	- 5 -
様式第1号：評価点算定資料一覧表	- 5 -
3. 施工計画	- 12 -
様式第2号：施工計画	- 12 -
様式第17号 技術提案・施工計画の提案内容について	- 17 -
4. 企業の施工能力	- 18 -
様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績	- 18 -
様式第4号：千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	- 23 -
自由様式：千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の有無	- 26 -
様式なし：過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	- 28 -
様式なし：過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰	- 29 -
様式第5号：登録基幹技能者の配置	- 30 -
様式なし：ICT活用工事の実施	- 33 -
様式なし：過去の不誠実な行為	- 34 -
5. 配置予定技術者	- 35 -
様式第6号：配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績・CPDの取組	- 35 -
様式第6号：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	- 44 -
様式第7号：若手技術者・女性技術者の配置	- 46 -

6. 地域精通度	- 49 -
様式第8号：当該管内での施工実績	- 49 -
7. 地域貢献度	- 51 -
様式第9号：災害協定締結の有無	- 51 -
様式第10号：災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	- 53 -
様式第11号：県内企業の活用	- 55 -
様式なし：営業拠点の所在地	- 57 -
様式第12号：県産品活用計画	- 58 -
様式第13号：地域特有貢献の有無（地域美化活動のボランティア実績）	- 61 -
様式第13号：地域特有貢献の有無（障害者雇用実績）	- 63 -
様式第13号：地域特有貢献の有無（高年齢者雇用実績）	- 65 -
様式第13号：地域特有貢献の有無（女性雇用実績）	- 67 -
8. その他	- 69 -
様式第14号：手持ち工事量	- 69 -
9. 自由項目	- 71 -
様式第15号：災害活動実績	- 71 -
10. 標準型の評価方法について	- 73 -
様式第16号：技術提案書（標準型）・施工計画書（標準型）	- 73 -
11. 一抜け方式入札について	- 77 -
第3章 入札手続き・評価方法など	- 78 -
1. 契約内容の担保	- 78 -
2. 評価調書（評価結果）	- 79 -
3. JVの評価方法について	- 81 -

第1章 総則

1. 技術資料作成にあたって

この「技術資料の手引き」の内容は、標準的な技術資料の考え方を示しています。発注者が入札公告・入札説明書等で記載している事項は、その内容が優先されますので、ご注意ください。

なお、総合評価方式の入札に参加する際には、建設・不動産課ホームページに掲載されている最新の内容を必ずご確認ください。また、技術資料の様式は、その都度最新のものをダウンロードし、作成ください。

(総合評価方式について (建設工事))

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

(最新の様式の入手先) ※令和8年4月中旬に掲載予定

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousikir0804.html>



2. 問い合わせ先

各部署が実施する総合評価方式の一般的な内容についての質問先は以下のとおりです。

県土整備部 建設・不動産課技術審査室	[043-223-3506]
環境生活部 環境政策課	[043-223-4646]
農林水産部 耕地課	[043-223-2847]
企業局(水道) 水道部計画課	[043-211-8637]
企業局(工業用水道) 工業用水部工業用水管理課	[043-307-1506]
企業局(企業土地管理局) 土地管理部土地事業調整課	[043-296-8134]
教育庁 企画管理部教育施設課	[043-223-4192]

第2章 技術資料の作成方法

【用語の定義】

本手引きで定める用語の定義は以下のとおりとする

国等 とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）

県等 とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

市町村等 とは

市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）、
千葉県内の以下a～cのいずれかの団体

- a 地方自治法に基づく一部事務組合、又は広域連合等
- b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村、又は一部事務組合の土地開発公社
- c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為、又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人、又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）

千葉県所掌工事の「千葉県」とは

県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局

過去〇か年度間 とは

令和8年度に入札公告する場合

過去2か年度間 … 令和6年度～令和7年度

過去4か年度間 … 令和4年度～令和7年度

過去5か年度間 … 令和3年度～令和7年度

過去10か年度間 … 平成28年度～令和7年度

過去〇年間 とは

当該工事の入札公告日の前年度から〇か年度間及び当該年度の入札公告日までを加えた期間（例 過去10年間とは、当該工事の入札公告日の前年度から10か年度間及び当該年度の入札公告日までを加えた期間）

工種：〇〇 とは

建設業法第二条第一項の別表における建設工事の種類のこと、当該工事の入札公告に記載された工種（土木一式、とび・土工・コンクリート、建築一式等）

県内企業 とは

千葉県内に資格者名簿に登載された主たる営業所（本店）を有する者（県内に資格者名簿に登載された従たる営業所がある者は含まない）

設計金額 とは

本手引きにおいては、予定価格のことを指す。

【提出する技術資料】

技術資料一覧表

様式名	評価項目	摘要
様式第1号	評価点算定資料一覧表（簡易型、特別簡易型 A～C）	必須提出様式
	評価点算定資料一覧表（簡易型、特別簡易型（A））【特定JV用】	
様式第2号	施工計画	
様式第3号	過去10年間の同種工事の施工実績	提出資料あり
様式第4号	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	
様式第5号	登録基幹技能者の配置	
様式第6号	主任（監理）技術者資格	提出資料あり
	過去10年間の同種工事の施工経験	
	過去4か年度間の主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績	
	継続教育（CPD）の取得状況	
	配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	
様式第7号	若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置	提出資料あり
様式第8号	過去10年間の当該管内での施工実績	提出資料あり
様式第9号	災害協定締結の有無	提出資料あり
様式第10号	災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	提出資料あり
様式第11号	県内企業の活用	
様式第12号	県産品の活用	提出資料あり
様式第13号	地域特有貢献（ボランティア実績、障害者・高齢者・女性雇用実績）	提出資料あり
様式第14号	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での手持ち工事量	提出資料あり
様式第15号	過去2年間の災害活動実績	提出資料あり
様式第16号	技術提案書（標準型）・施工計画書（標準型）	
様式第17号	技術提案・施工計画の提案内容について	発注者用

1. 共通事項

資料作成上の留意点

- (1) 各様式欄外の注記を必ず確認し、各項目の記載をお願いします。
- (2) 資料作成時には、必ずそれぞれの評価期間を確認してください。
(入札公告を確認)
- (3) 会社名及び工事名の記載漏れ・誤記は、当該工事への入札参加者からの正しい申請か否か確認できないことから、技術評価点が加点されません。
- (4) 提出資料の誤記については、添付資料を確認の上、本来の点数より高く申請されている場合、本来の点数で評価します。また、本来の点数より低く申請されている場合、申請の点数で評価します。
- (5) 各様式の添付があっても、様式第1号において申請点数の記載漏れ・誤記がある場合、当該項目は加点されません。また申請点数の記載があっても、必要な各様式や添付資料が無い場合も加点されません。
- (6) 技術資料の提出期限日までは、資料の修正、再提出は可能です。
- (7) 実績がなしや配置をしない等で加点とならない(0点)評価項目の様式については提出不要です。

2. 評価項目一覧

様式第1号：評価点算定資料一覧表

記載要領

- (1) 様式第1号については、申請点数は自社の提出資料に基づき、入札公告文を確認し各項目の該当する点数を記載してください。(記載が無い場合は0点として扱います。)
- (2) 様式第1号については、標準型式は「特別簡易型(A~C)」、「簡易型」、「特定JV用(特別簡易型(A)、簡易型)」の6様式がありますので、対応する型式の一覧表を選定し、記載してください。型式毎に様式が異なるため、公告文に記載の型式を必ずご確認ください。
(経常JVの場合は特別簡易型(A)・簡易型の様式第1号を構成員毎に作成し、別途、所定の比率計算及び合算した様式第1号を作成した上、併せて提出してください。)
- (3) 様式第1号の各評価項目の対象区分が「その他の実績又は実績なし」、「点数なし」、「なし」又は「該当なし」など、申請点数が0点になる場合は、各様式・提出資料は提出不要です。
- (4) 申請点数や提出資料の確認に必要な基本情報となりますので、入札公告の内容を確認し齟齬が無いよう、必ず複数人で確認するなどの対策を行って提出してください。
※各評価項目、添付様式との整合と点数の記載を再確認してください。

評価のポイント

- (1) 様式第1号が未提出の場合、又は白紙で提出された場合は、技術評価点は、0点となります。(重要な様式のため必ず提出してください。)
- (2) 区分・申請点数の記載漏れがこれまでも散見されており、この場合、それぞれの項目は加点されません。
(該当する項目の点数は0点となりますので特に注意してください。)

○簡易型

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【簡易型】

工事名: ○○○工事
 工種: 土木一式工事
 会社名: □□□

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項	
企業の技術力	企業の施工能力	◎	施工計画(簡易型)	個別工事毎に定める			第2号		
		◎	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第3号		
		◎	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績の平均点	成績あり 平均点 点 成績なし			第4号		
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における優良工事表彰対象工事	優良工事表彰対象工事あり なし			提出書類なし	対象工事: 令和7年度優良工事表彰対象(令和6年度完成工事) 令和6年度優良工事表彰対象(令和5年度完成工事)	
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における難工事表彰	表彰あり なし			提出書類なし	優良工事表彰対象工事で加点されている場合は、加点評価しない。 対象工事: 令和7年度難工事表彰(令和6年度完成工事) 令和6年度難工事表彰(令和5年度完成工事)	
		○	登録基幹技能者の配置	配置あり なし			第5号		
		○	ICT活用工事の実施	活用あり なし			提出書類なし	ICT活用工事の実施について、選択する。 なお、対象工種は入札公告文を確認すること。	
		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	過去2年間に指名停止あり 過去1年間に文書注意あり なし			提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは減点評価しない。	
企業の信頼性・社会性	配置予定技術者の能力	○	主任(監理)技術者資格	入札公告に記載された資格 上記以外の資格			第6号		
		◎	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第6号		
		◎	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績	80点以上の実績あり なし			第6号		
		○	継続教育(CPD)の取組状況	あり なし			第6号		
		◎	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	配置あり なし			第7号		
	地域精進度	◎	過去10年間の当該管内での施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第8号		
			災害協定締結の有無	当該管内を管轄する千葉県出先機関と細目協定の締結あり 県と基本協定の締結あり なし			第9号		
		○	災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	認定あり なし			第10号		
		○	県内企業の活用	入札参加者が県内企業 入札参加者が県外企業であり、下請負金額の70%以上県内企業と契約予定 入札参加者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 その他			第11号		
			○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	当該管内に本店あり なし			提出書類なし	
			○	県産品の活用	指定品目の活用あり なし			第12号	
		○	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし			第13号		
			◎	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での手持ち工事量	年間受注額 過去2か年度間の平均受注額 受注実績なし ÷ 受注実績なし = 手持ち工事量比率 -			第14号	
自由項目	○	過去2年間の災害活動実績	実績あり 実績なし			第15号			
合 計 点									

○特別簡易型（A）

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【特別簡易型A】

工事名： ○○○工事
 工種： 土木一式工事
 会社名： □□□

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項	
企業の技術力	企業の施工能力	◎	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第3号		
		◎	千葉県所掌工事における「工種：土木一式工事」での工事成績の平均点	成績あり 平均点 点 成績なし			第4号		
		○	過去2か年度間の「工種：土木一式工事」における優良工事表彰対象工事	優良工事表彰対象工事あり なし			提出書類なし	対象工事： 令和7年度優良工事表彰対象（令和6年度完成工事） 令和6年度優良工事表彰対象（令和5年度完成工事）	
		○	過去2か年度間の「工種：土木一式工事」における難工事表彰	表彰あり なし			提出書類なし	優良工事表彰対象工事で加点されている場合は、加点評価しない。 対象工事： 令和7年度難工事表彰（令和6年度完成工事） 令和6年度難工事表彰（令和5年度完成工事）	
		○	登録基幹技能者の配置	配置あり なし				第5号	
		○	ICT活用工事の実施	活用あり なし			提出書類なし	ICT活用工事の実施について、選択する。 なお、対象工種は入札公文書を確認すること。	
		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	過去2年間に指名停止あり 過去1年間に文書注意あり なし			提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは減点評価しない。	
企業の信頼性・社会性	配置予定技術者の能力	○	主任（監理）技術者資格	入札公告に記載された資格 上記以外の資格			第6号		
		◎	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第6号		
		◎	過去4か年度間の主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種：土木一式工事」での工事成績	80点以上の実績あり なし			第6号		
		○	継続教育（CPD）の取組状況	あり なし			第6号		
		○	若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置	配置あり なし			第7号		
		◎	過去10年間の当該管内での施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第8号		
	地域貢献度	○	災害協定締結の有無	当該管内を管轄する千葉県出先機関と細目協定の締結あり 県と基本協定の締結あり なし			第9号		
		○	災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	認定あり なし			第10号		
		○	県内企業の活用	入札参加者が県内企業 入札参加者が県外企業であり、下請負金額の70%以上県内企業と契約予定 入札参加者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 その他			第11号		
		○	営業拠点（本店）の当該管内における所在地	当該管内に本店あり なし			提出書類なし		
		○	県産品の活用	指定品目の活用あり なし			第12号		
		○	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし			第13号		
		○	千葉県所掌工事における「工種：土木一式工事」での手持ち工事量	年間受注額 過去2か年度間の平均受注額 受注実績なし ÷ 受注実績なし = 手持ち工事量比率 -			第14号		
自由項目	○	過去2年間の災害活動実績	実績あり 実績なし			第15号			
合 計 点									

○特別簡易型（B）

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【特別簡易型B】

工事名： ○○○工事
 工種： 土木一式工事
 会社名： □□□

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項
企業の技術力	企業の施工能力	◎	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第3号	
		◎	千葉県所掌工事における「工種：土木一式工事」での工事成績の平均点	成績あり 平均点 点 成績なし			第4号	
		○	過去2か年度間の「工種：土木一式工事」における優良工事表彰対象工事	優良工事表彰対象工事あり なし			提出書類なし	対象工事： 令和7年度優良工事表彰対象（令和6年度完成工事） 令和6年度優良工事表彰対象（令和5年度完成工事）
		○	過去2か年度間の「工種：土木一式工事」における難工事表彰	表彰あり なし			提出書類なし	優良工事表彰対象工事で加点されている場合は、加点評価しない。 対象工事： 令和7年度難工事表彰（令和6年度完成工事） 令和6年度難工事表彰（令和5年度完成工事）
		○	登録基幹技能者の配置	配置あり なし			第5号	
		○	ICT活用工事の実施	活用あり なし			提出書類なし	ICT活用工事の実施について、選択する。 なお、対象工種は入札公告文を確認すること。
		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	過去2年間に指名停止あり 過去1年間に文書注意あり なし			提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは減点評価しない。
		企業の信頼性・社会性	地域貢献度	◎	過去10年間の当該管内での施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし		
○	災害協定締結の有無			当該管内を管轄する千葉県出先機関と細目協定の締結あり 県と基本協定の締結あり なし			第9号	
○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地			当該管内に本店あり なし			提出書類なし	
○	地域特有貢献			千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし			第13号	
自由項目	○	過去2年間の災害活動実績	実績あり 実績なし			第15号		
合 計 点								

○特別簡易型 (C)

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【特別簡易型C】

工事名: ○○○工事
 工種: 土木一式工事
 会社名: □□□

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項	
企業の技術力	企業の施工能力	◎	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第3号		
		◎	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績の有無	成績あり 最高点 点 成績なし			第4号(特別簡易型C)		
		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	過去2年間に指名停止あり 過去1年間に文書注意あり なし			提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは減点評価しない。	
	企業の信頼性・社会性	地域精進度	◎	過去10年間の当該管内での施工実績	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし			第8号	
		地域貢献度	○	災害協定締結の有無	当該管内を管轄する千葉県出先機関と細目協定の締結あり 県と基本協定の締結あり なし			第9号	
			○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	当該管内に本店あり なし			提出書類なし	
		○	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし			第13号		
自由項目		○	過去2年間の災害活動実績	実績あり 実績なし			第15号		
				合計点					

○簡易型【特定JV用】

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【簡易型】

工事名: ○○○工事
 工種: 土木一式工事
 共同企業体名: ABC特定建設工事共同企業体
 代表者: A建設(株)
 出資比率:

構成員1: B工業(株)
 出資比率:

構成員2:
 出資比率:

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象	区分	分	選択	申請点数	様式	留意事項	
企業の技術力	◎	◎	施工計画(簡易型)	個別工事毎に定める					第2号		
		◎	過去10年間の同種工事の施工実績	代表者の施工実績: × +	構成員1の施工実績: × =	構成員2の施工実績: × =			第3号(代表者) 第3号(構成員1) 第3号(構成員2)		
		◎	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での優良工事表彰対象工事	代表者の平均点: × +	構成員1の平均点: × =	構成員2の平均点: × =			第4号(代表者) 第4号(構成員1) 第4号(構成員2)		
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における優良工事表彰対象工事	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			提出書類なし	対象工事: 令和7年度優良工事表彰対象(令和6年度完成工事) 令和6年度優良工事表彰対象(令和5年度完成工事)	
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における難工事表彰	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			提出書類なし	優良工事表彰対象工事で加点されている場合は、加点評価しない。 対象工事: 令和7年度難工事表彰(令和6年度完成工事) 令和6年度難工事表彰(令和5年度完成工事)	
		○	登録基幹技術者の配置	配置あり なし					第5号		
		○	ICT活用工事の実施	活用あり なし					提出書類なし	ICT活用工事の実施について、選択する。 なお、対象工種は入札公告文を確認すること。	
企業の信頼性・社会性		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは減点評価しない。	
	配置予定技術者の能力	○	主任(監理)技術者資格	入札公告に記載された資格 上記以外の資格					第6号		
		◎	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし					第6号		
		◎	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事実績	80点以上の実績あり なし					第6号		
		○	継続教育(CPD)の取組状況	あり なし					第6号		
		◎	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	配置あり なし					第7号		
	地域貢献度	◎	◎	過去10年間の当該管内での施工実績	代表者の施工実績: × +	構成員1の施工実績: × =	構成員2の施工実績: × =			第8号(代表者) 第8号(構成員1) 第8号(構成員2)	
			○	災害協定締結の有無	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			第9号(代表者) 第9号(構成員1) 第9号(構成員2)	
			○	災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			第10号(代表者) 第10号(構成員1) 第10号(構成員2)	
			○	県内企業の活用	県内企業のみ共同企業体 県内外企業の共同企業体であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定 県内外企業の共同企業体であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 共同企業体構成員のうち県内企業の出資比率に占める割合					第11号	
		○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	当該管内に本店あり なし					提出書類なし		
		○	県産品の活用	指定品目の活用あり なし					第12号		
		○	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし					第13号		
その他	○	○	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での手持ち工事量	年間受注額 受注実績なし	÷	過去2か年度間の平均受注額 受注実績なし	=	第14号			
自由項目	○	○	過去2年間の災害活動実績	代表者: × +	構成員1: × =	構成員2: × =			第15号(代表者) 第15号(構成員1) 第15号(構成員2)		
合 計 点											

○特別簡易型 (A)【特定JV用】

様式第1号

令和8年4月版

評価点算定資料一覧表

【特別簡易型A】

工事名: ○○○工事
 工種: 土木一式工事
 共同企業体名: ABC特定建設工事共同企業体
 代表者: A建設(株)
 出資比率:

構成員1: B工業(株)
 出資比率:

構成員2:
 出資比率:

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対	象	区	分	選択	申請点数	様式	留意事項				
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	◎	過去10年間の同種工事の施工実績	代表者の施工実績:	×	+	構成員1の施工実績:	×	=	構成員2の施工実績:	×	=	第3号(代表者) 第3号(構成員1) 第3号(構成員2)		
		◎	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績の平均点	代表者の平均点:	×	+	構成員1の平均点:	×	=	構成員2の平均点:	×	=	第4号(代表者) 第4号(構成員1) 第4号(構成員2)		
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における優良工事表彰対象工事	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	提出書類なし 対象工事: 令和7年度優良工事表彰対象(令和6年度完成工事) 令和6年度優良工事表彰対象(令和5年度完成工事)		
		○	過去2か年度間の「工種:土木一式工事」における重工業表彰	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	提出書類なし 優良工事表彰対象工事で加点されている場合は、加点評価しない。 対象工事: 令和7年度重工業表彰(令和6年度完成工事) 令和6年度重工業表彰(令和5年度完成工事)		
		○	登録基幹技術者の配置	配置あり なし									第5号		
		○	ICT活用工事の実施	活用あり なし									提出書類なし	ICT活用工事の実施について、選択する。 なお、対象工種は入札公文を確認すること。	
		◎	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	提出書類なし	該当する指名停止、文書注意について、全て選択する。 なお、過去の指名停止と文書注意に關して、事故によるものは減点評価しない。	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	○	主任(監理)技術者資格	入札公告に記載された資格 上記以外の資格								第6号			
		◎	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績、又は実績なし									第6号		
		◎	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績	80点以上の実績あり なし									第6号		
		○	継続教育(CPD)の取組状況	あり なし									第6号		
		◎	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	配置あり なし									第7号		
		◎	過去10年間の当該管内での施工実績	代表者の施工実績:	×	+	構成員1の施工実績:	×	=	構成員2の施工実績:	×	=	第8号(代表者) 第8号(構成員1) 第8号(構成員2)		
	地 域 貢 献 度	地 域 貢 献 度	○	災害協定締結の有無	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	第9号(代表者) 第9号(構成員1) 第9号(構成員2)	
			○	災害時の基礎的專業継続力(BCP)の認定	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	第10号(代表者) 第10号(構成員1) 第10号(構成員2)	
			○	県内企業の活用	県内企業のみ 県内外企業の共同企業体 県内外企業の共同企業体であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定 県内外企業の共同企業体であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 共同企業体構成員のうち県内企業の出資比率に占める割合									第11号	
			○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	当該管内に本店あり なし									提出書類なし	
地 域 特 有 貢 献	地 域 特 有 貢 献	○	県産品の活用	指定品目の活用あり なし								第12号			
		○	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり 県内在住の障害者雇用実績あり 県内在住の高年齢者雇用実績あり 県内在住の女性雇用実績あり 該当なし									第13号		
その他	○	千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での手持ち工事量	年間受注額 受注実績なし 手持ち工事量比率									第14号			
自由項目	○	過去2年間の災害活動実績	代表者:	×	+	構成員1:	×	=	構成員2:	×	=	第15号(代表者) 第15号(構成員1) 第15号(構成員2)			
合 計 点															

3. 施工計画

対象型式：簡易型

様式第2号：施工計画

施工計画は、発注者が示す課題に対して、着目点とその理由とともに、施工上の工夫などを記述するものです。

記述要領

- (1) 工事の内容により施工する上で生じる課題の中から発注者が1課題、又は2課題を提示します。
- (2) 1課題あたり3提案までとし、提案は記述の順に1から3までの通し番号を付けてください。
4提案目以降に記述された内容は、加点評価の対象としません。
ただし、4提案目以降に記述した内容も、施工不可とされたものを除き、履行義務を負うものとしします。
なお、3提案に満たない提案数であっても、記述された範囲で評価します。
- (3) 説明図表を含め様式第2号にA4用紙1ページ以内で記述し、2課題の場合は2ページ以内（1ページとしても可）に収めてください。
ただし、このページ数を超えて記述した内容も、施工不可とされたものを除き、履行義務を負うものとしします。
- (4) 様式に課題、提案内容のタイトルをつけ、「着目点」、「着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」それぞれを記述してください。
- (5) 本文の文字の大きさはフォントを11ポイント以上とし、タイトルを含み1行あたり40文字、35行以内で記述してください。図表の文字サイズ等に制約はありませんが、文字のつぶれ等により読み取れない場合は、評価の対象にならない場合があります。
- (6) 様式第2号で余白の縮小や、タイトル部を小さくすることはせずに、そのまま使用してください。（半角は英数字のみ使用可能）

【一抜けの場合】

- (7) 施工計画は複数の工事に参加していても1部となります。参加するすべての工事に共通する「着目点」、「着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」を記述してください。
それぞれの工事に個別に施工計画を提出した場合、施工計画の評価点は0点とします。また、施工計画の中で、いずれかの工事のみに該当する提案項目は評価しません。

評価のポイント

- (1) 施工計画は、発注者が示す仕様に基づき施工する上で生じる課題に対し、どのように施工を行うのか計画を記述するものであり、以下の事項から課題（評価項目）を設定します。
 - ・工程管理、品質管理、安全管理、環境対策
 - ・施工上配慮すべき事項（特に重要と考えられる事項）
- (2) 施工計画の評価は、発注者が示す「課題」（評価項目）に対し、「着目点」「着目理由」「着目点に対応した施工上の工夫」が適切かどうかを評価します。設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めるものではありません。
- (3) 以下の場合には不適切である場合として扱い、入札が無効となります。
 - ・法令違反に該当する記述が含まれる場合
 - ・他社の権利等を不法に侵害する記述が含まれる場合
 - ・当該工事と明らかに関係のない工事に関する施工計画の場合
 - ・安全上の配慮が著しく不適切な提案又は設計内容を大きく逸脱した提案が含まれる場合
 - ・施工計画の全部又は一部が他社の資料の写しと認められる場合（関係する全ての者の入札を無効にします）
- (4) 提案項目は加点評価とならなかった場合においても全て履行義務が課せられ、不履行の場合は工事成績の減点対象となります。ただし、発注者の指示があったもの、又は要求要件や施工条件等を満たさないものとして工事着手後の協議で実施しないとされた提案項目を除きます。
- (5) 未提出、白紙、又は記述要領に従わない（規定を逸脱した記述スペースの拡張など）場合は、施工計画の評価点を0点とします。
- (6) 内容が具体的でないもの、標準的なもの又は履行の確認ができないものについては加点評価しません。また内容が優れた提案であっても、工事内容や施工条件に合わないもの等は加点評価しません。
- (7) 次に示す提案は、加点の対象とはなりません。
 - ・「課題」、「着目点と着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」の関連性が適切でないもの
 - ・本発注工事の内容と無関係である場合
 - ・周辺環境や安全性への配慮が欠けるもの
 - ・設計書の仕様を超え、過剰な負担となるもの
 - ・設計図書等に定められた内容、各種仕様書、基準の記述事項
 - ・各種仕様書、基準の記述事項と不整合
 - ・提出された技術資料のみで提案内容が確認できないもの
 - ・提案内容の履行が確認できないもの
 - ・使用の機会が無いもの
 - ・強度、性能、工法等の変更が伴うもの

- 他機関との協議が必要となるもの
- 提案内容の効果が不明又は効果が限定的なもの
- 複数の提案内容を1つの提案として記述したもの
- 同義の提案内容を複数の提案に分けて記述したもの（この場合は1つの提案のみ加点の対象とする）

加点評価とならなかった提案について、県 HP で公表しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/documents/teiansyuu0604.pdf>

- (8) 入札参加者から提出された施工計画は、企業の知的財産であることから、千葉県情報公開条例に基づく行政文書開示請求があった場合、施工計画の内容については非開示とします。
- (9) 施工条件を満たさない等、発注者として実施されては困る提案については、契約後速やかに発注機関が当該部分の実施を認めない旨を通知します。
(第17号様式「技術提案・施工計画の提案内容について」を参照)
また、施工段階において、受注者の責によらず施工条件が当初と変更になった場合においては、協議により提案項目を実施しないこととする場合があります。
- (10) 課題が「A及びBに対する提案」の場合、「及び」で結ばれたAとBのそれぞれに有用な提案が無いと得点できません。
(例)「(A) 鋼管矢板及び (B) 地盤改良の施工管理に対する提案」
→「(A) 鋼管矢板の施工管理」と「(B) 地盤改良の施工管理」のいずれか一方だけの提案ではなく、それぞれの提案が必要です。

提案1： 「(A) 鋼管矢板の施工管理の工夫」

提案2： 「(B) 地盤改良の施工管理の工夫①」

提案3： 「(B) 地盤改良の施工管理の工夫②」など

(11) ICT技術に関する提案項目については、入札公告日時点で最新の「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のうち、必須項目となっていない施工プロセスを評価対象とします。

(例) 杭の打設工事において、「ICT活用工事の実施」の評価項目で「ICT基礎工」を活用するとし、一方で、施工計画の提案で杭の出来形管理システムを用いて、杭の出来形を効率的かつ正確に管理する、とした場合

千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表【土工以外】

千葉県県土整備部
ICT活用工事実施要領
【別添】

千葉県の運用 (R7年10月から)

千葉県 県土整備部 技術管理課

凡例 ○: 必須 △: 選択

工種	施工量	発注形式		施工プロセス					積算計上	工事成績評定※5	総合評価方式
				① 3次元起工測量	② 3次元設計データ	③ ICT建設機械施工	④ 3次元出来形管理	⑤ 3次元元データ納品			
ICT基礎工	規定値	要注者希望型	ICT建設機械施工不要	○	○	該当なし	○	○	○	2点	01点

⇒ ICT基礎工の出来形管理（施工プロセス④）は、「ICT活用工事の実施」に含まれているため、施工計画において評価しません。

(12) 施工計画の提案項目は、検査時の採点に工事の創意工夫として考慮しません。

施 工 計 画

工 事 名	〇〇〇〇工事
<p>課題が1課題の場合</p> <p>【課題1】 〇〇〇工の△△△に関する施工上の工夫</p> <p>提案1</p> <p>[着目点] □□□されている。</p> <p>[着目理由] △△△のため。</p> <p>[施工上の工夫] ×××する。</p> <p>提案2</p> <p>[着目点] □□□されている。</p> <p>[着目理由] △△△のため。</p> <p>[施工上の工夫] ×××を実施する。</p> <p>提案3</p> <p>[着目点] □□□の状態である。</p> <p>[着目理由] △△△にするため</p> <p>[施工上の工夫] ×××する。</p>	
<p>【注意事項】※この枠は、削除のうえ利用してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名、課題が入札公告と違う場合は、評価しません。(施工計画に係る評価を0点とします) ・ 複数の提案内容を1つの提案として記述した場合、当該提案を加点評価の対象としません。 ・ 記述した内容は、原則としてすべて履行義務が発生します。 <p>≪提案の書き方(参考)≫</p> <p>提案内容は工事の施工条件や以下のような視点を踏まえて具体的に記述してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提案による効果が発揮するタイミングがいつか。(いつ) ●提案の効果が十分に発揮できる場所、条件での施工になっているか。(どこで) ●提案の工法・製品の名称、形状、寸法、規模等は正確か。(何を行うのか) ●提案による工法・製品の使い方や手順は適切か。(どのように) ●従来工法等との違いは何か。数値でどれだけ差があるのか。(どのような効果が得られるか) <p><u>工事の施工条件に合わない提案や、具体的ではない提案は、使用する工法や製品が一般的なものと比較して優れたものでも、加点評価されない場合があります。</u></p>	

様式第17号 技術提案・施工計画の提案内容について

記載例

文書番号
令和〇年 月 日

株式会社 ○○ 様

千葉県知事 ○○ ○○
又は土木事務所長

総合評価方式に係る技術提案・施工計画の提案内容について（通知）

○○○○工事の技術資料として貴社から提出された技術提案・施工計画について、記述された内容を確認したところ、下表の提案内容は実施しないものとしますので、その旨通知します。

なお、当該提案内容を実施しない場合であっても、工事成績評点の減点対象とはならないものとします。

提案事項	○○○に関する施工上の工夫
提案内容	
実施しない理由	

4. 企業の施工能力

様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）であることにより評価します。
- 公告文に記載された「同種工事」を証明できる資料を添付してください。
(同種工事の内容がコリンズや契約図書で読み取れない場合は、竣工図面の写しなど)
- なお、参加資格確認申請と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。
- (2) 様式第3号について、欄外の注記、本書の記載例を確認し、記載してください。
- (3) 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とします。ただし、複数の工事でも同種工事の実績を申請する場合は、全ての工事について様式第3号を作成してください。
- 例)「〇〇を伴う□□工事(同一の工事でなくても可)」が評価対象の場合
A工事：〇〇の工事実績として、様式第3号を作成
B工事：□□の工事実績として、様式第3号を作成
- (4) 工事概要の欄については、設計図書に記載の工事概要に加え、必要に応じて該当する工種などを記載してください。
- (5) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び、当該年度の入札公告日までの期間に完成した工事とします。
- 例) 公告日：令和8年4月23日
期 間：平成28年4月1日から令和8年4月23日まで
- (6) 「完成」とは入札公告までに完成通知書が提出されており、技術資料の提出までに検査結果通知書を受け取っているものが対象となります。

(7) 国・県・市町村等とは、以下の機関とします。

- ① 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とします。
- ② 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とします。
- ③ 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）及び千葉県内の以下a～cのいずれかの団体とします。
 - a 地方自治法に基づく一部事務組合、又は広域連合等
 - b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社、又は一部事務組合の土地開発公社
 - c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。
- ④ 独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）において準ずる機関とは、施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等もあります。

具体的には、各発注機関の指示に従って下さい。

例： 国立大学法人、国立病院機構、地方共同法人など「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人であること。

又、受注当時は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する機関であったが、その後、対象外の機関となった場合にも加点対象とします。受注時の施行令で判断し、工事が完成しているものを評価します。

⑤ 国の機関、独立行政法人及び特殊法人などは、以下の資料を参考に確認してください。

(a) 国、県、市町村等の機関等一覧表

出典：国税庁法人番号公表サイト（国税庁）

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/kuninokikanichiran.html>

(b) 独立行政法人・特殊法人等一覧表

出典：総務省ホームページ 令和8年4月1日現在

(独立行政法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001000284.pdf

(特殊法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001017140.pdf

(元サイト)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2.html

⑥ 国・県・市町村等それぞれの具体例は以下のとおりです。

a 国等

日本下水道事業団、放送大学学園、東京国税局、東京高等裁判所、独立行政法人国立高等専門学校機構 木更津工業高等専門学校、東京地下鉄株式会社など

b 県等

政令指定都市など

c 市町村等

地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院、北千葉水道企業団など

d 評価されない実績

土地改良区、静岡県公立大学法人 静岡県立大学、千葉県以外の道路公社、千葉県外の一部事務組合、政令指定都市になる前の市町村など

評価のポイント

- (1) JV構成員としての実績は、施工実績の評価に出資比率を掛けずに単独工事と同様に評価します。
ただし出資比率が20%未満の場合には実績として評価しません。
- (2) 単独の企業が申し込む際に、過去2か年度間の工事成績平均及び手持ち工事量についてJVの構成員としての実績も評価対象とします。
- (3) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば、一方は国・県等の実績、もう一方は市町村等の実績と異なる場合は、低い方の実績で評価します。
例)「〇〇を伴う□□工事(同一の工事でなくても可)」が評価対象で、
A工事：〇〇の工事实績……………国・県等の実績
B工事：□□の工事实績……………市町村等の実績 の場合、
⇒市町村等の実績(評価の低い方)で評価します(1点)
- (4) 合併前の企業の施工実績や工事成績は、合併後の企業にも引き継がれるものとして扱います。
ただし、工事の種類や業種が指定された項目は、当該工事を請け負う部門が新会社に引き継がれたことが確認出来る場合に限り評価します。
(土木部門が切り離され建築部門だけ新会社に移行した場合、土木部門の実績や工事成績は新会社に引き継がれません)。

様式第4号：千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点

記載要領

対象型式：特別簡易型 A、B・簡易型

- (1) 様式第4号について、欄外の注記、本書の記載例を確認のうえ、記載してください。
- (2) 千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点（小数以下第2位以下切捨て）となります。
- (3) 一覧表を基に、発注者が県のデータと照合するため、工事検査結果通知書など証明書類の添付は不要です。
- (4) 対象工事は、以下のステップ順の該当工事とします。

【ステップ①】

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した「工種：〇〇」で、当初設計金額5千万円以上の工事成績を評価対象とします。

（指名競争入札で受注した工事も含む）

例）公告日：令和8年4月23日

期 間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

【ステップ②】

ステップ①に該当する工事がない場合は、

入札公告の日の属する年度を除く、直近過去2か年度間に完成した「工種：〇〇」の工事成績全てを評価対象とします。（指名競争入札で受注した工事も含む）

例）公告日：令和8年4月23日

期 間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

【ステップ③】

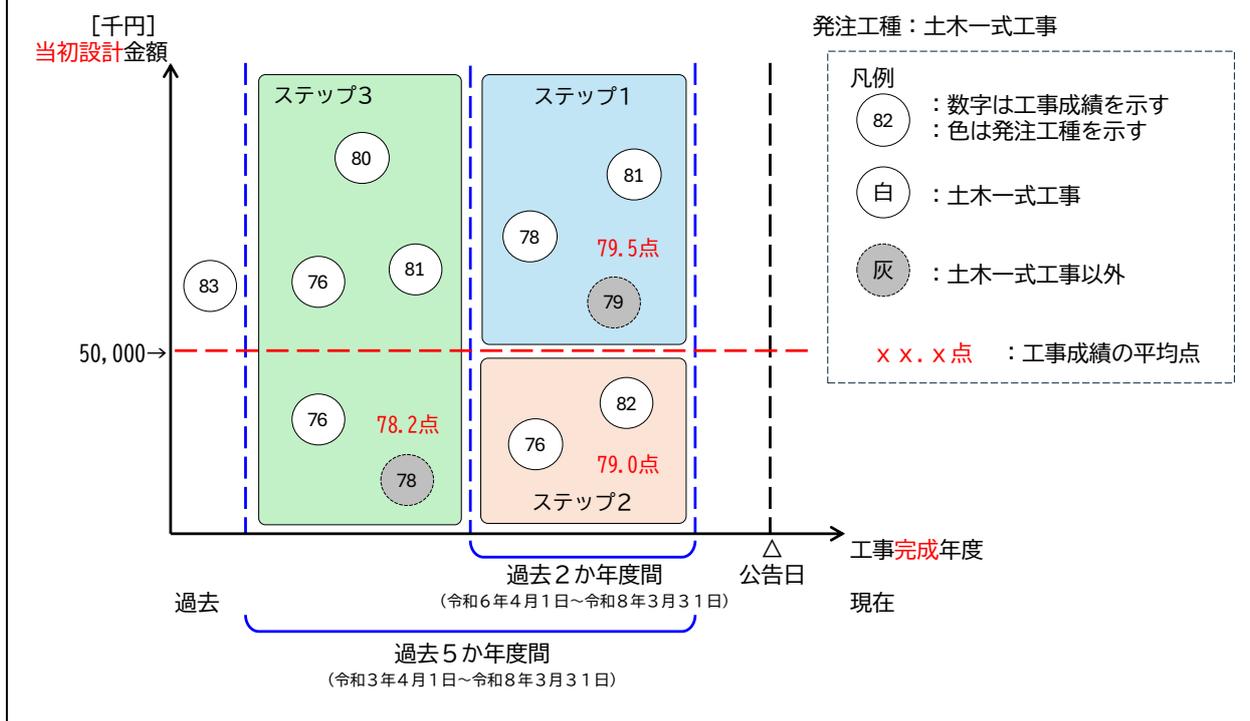
ステップ②に該当する工事がない場合は、

入札公告の日の属する年度を除く、直近過去5か年度間に完成した「工種：〇〇」の工事成績全てを評価対象とします。（指名競争入札で受注した工事も含む）

例）公告日：令和8年4月23日

期 間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【ステップイメージ図（工事成績の平均点）】



評価のポイント

- 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員での実績は出資比率20%以上であるものを評価の対象とします）の平均点（小数点以下第2位以下切捨て）により評価します。
- 工事成績評定は、繰越工事等は発注年度に関係なく、工事完成検査後の工事検査結果通知書の年月日の属する年度に計上します。
- 工事成績は発注方式（総合評価方式や指名競争入札方式等）を問いません。
- 申請された工事点数は、発注者で確認を行い、差異があった場合は以下のとおり評価します。
 - ・工事の二重計上や加算漏れがあった場合、申請点数より低い評価の場合は、評価を下げます。
(申請5点→確認4点の場合、評価配点は4点になります。)
 - ・申請点数より高い評価の場合は申請点数を優先します。
(申請4点→確認5点の場合、評価配点は4点になります。)

記載要領

- (1) 過去2か年度間の千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の有無となります。
- (2) 工事成績の平均点とは異なり、工事成績の「有無」が評価対象のため、1件でも該当する工事があれば、その工事成績のみの提出で構いません。
- (3) 提出資料は、工事検査結果通知書を提出してください。保管されていない場合などは、他の資料でも代用が可能です。
- (4) 提出された資料を基に、発注者が県のデータと照合します。
- (5) 対象工事は、以下のステップ順の該当工事とします。

【ステップ①】

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した「工種：〇〇」で、当初設計金額2千万円以上の工事成績を評価の対象とします。

例) 公告日：令和8年4月23日

期 間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

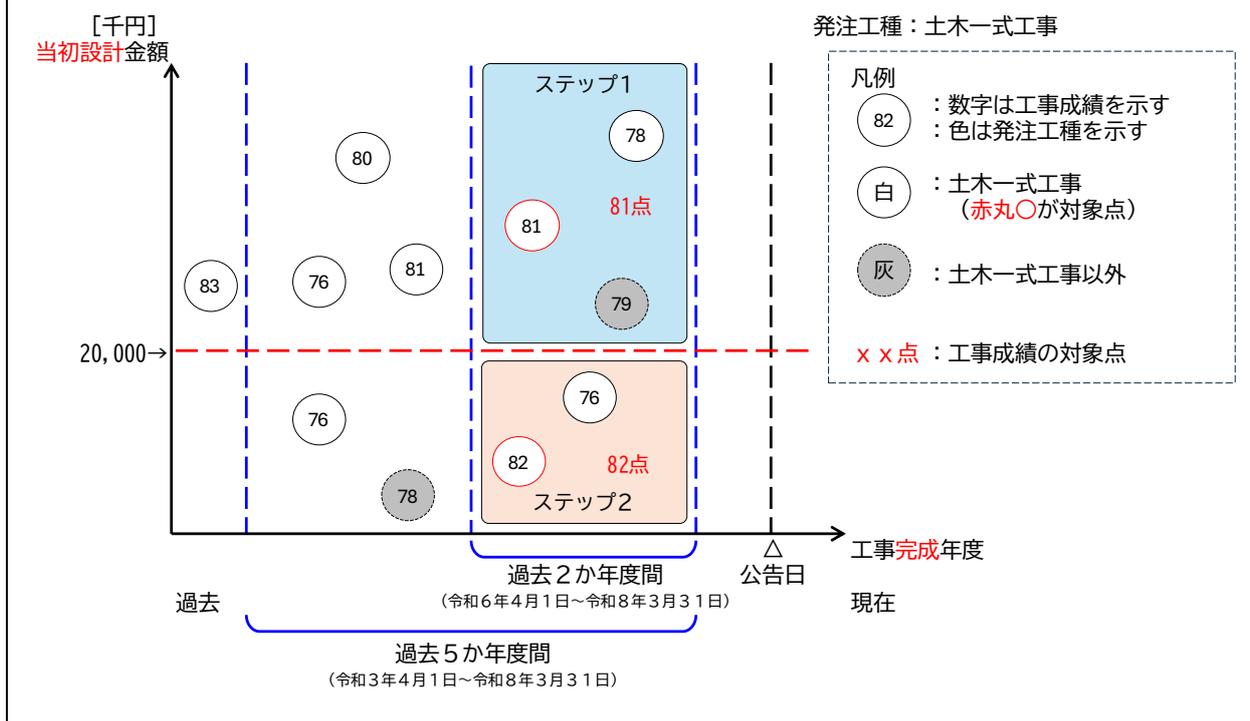
【ステップ②】

ステップ①に該当する工事が無い場合は、
入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した「工種：〇〇」の工事成績全てを評価の対象とします。

例) 公告日：令和8年4月23日

期 間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

【ステップイメージ図（工事成績の有無）】



評価のポイント

- (1) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員での実績は出資比率20%以上であるものを評価の対象とします）により評価します。
- (2) 工事成績評定は、繰越工事等は発注年度に関係なく、工事完成検査後の工事検査結果通知書の年月日の属する年度に計上します。
- (3) 工事成績は発注方式（総合評価方式や指名競争入札方式等）を問いません。
- (4) 申請された工事点数は、発注者で確認を行い、差異があった場合は以下のとおり評価します
 - ・様式第1号に記載の点数より工事検査結果通知書の点数の方が低い評価の場合、評価を下げます。
(様式第1号4点→確認3点の場合、評価配点は3点になります。)
 - ・様式第1号に記載の点数より工事検査結果通知書の点数の方が高い評価の場合、評価を下げます。
(様式第1号2点→確認3点の場合、評価配点は2点になります。)

様式なし：過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事

対象型式：特別簡易型 A、B・簡易型

記載要領

- (1) 入札公告に記載された工種について、過去2か年度間の優良工事表彰対象工事の有無を評価します。
- (2) 様式の作成は不要です。
- (3) 優良工事表彰対象工事を証明する書類は不要です。
(発注者が該当工事を確認します。)
- (4) 過去2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とします。

例：令和8年度の総合評価では、
令和6年度優良工事表彰対象工事（令和5年度の完成工事）又は
令和7年度優良工事表彰対象工事（令和6年度の完成工事）が
評価対象となります。

※令和7年度及び令和8年度完成工事は対象外です。
- (5) 対象工事とは、優良工事表彰を受けたものではなく、工事成績評定点が優良工事表彰の対象となる成績評定点（81点以上）を獲得した工事です。

評価のポイント

- (1) 様式第1号で「なし」または記載がない場合、発注者側で確認は行いません。

様式なし：過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰

対象型式：特別簡易型 A、B・簡易型

記載要領

- (1) 入札公告に記載された工種について、過去2か年度間の難工事表彰の有無を評価します。
- (2) 提出様式はありません。該当する場合は様式第1号の「過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰」について記載してください。
- (3) 難工事表彰を証明する書類は不要です。(発注者が該当工事を確認します。)

評価のポイント

- (1) 様式第1号で「なし」または記載がない場合、発注者側で確認は行いません。
- (2) 評価項目「過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事」で加点された場合は評価しません。
(「優良工事表彰」及び「難工事表彰」についての表彰対象企業はどちらか一方のみであるため、総合評価においても、一方のみの表彰の有無を評価します。)

記載要領

- (1) 様式第5号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
なお、登録基幹技能者を配置しない場合は、本様式の作成及び提出は不要です。
- (2) 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価します。
- (3) 当該工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技能者
(元請の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐を除く。)を評価対象とします。
- (4) 添付書類は不要です。
- (5) 当該工事の設計内訳書に記載される細別等と関連があると判断できる種類の登録基幹技能者の配置を評価します。(設計内訳書に記載される細別等と登録基幹技能者の種類に関連がないと判断される場合は、評価しません。)
細別等とは、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げるとおりです。

積算基準の適用	設計内訳書に記載される細別等
営繕	細目別内訳
下水（土木を除く）	細別
上記以外（土木等）	細別（レベル4）

- (6) 設計内訳書に記載される細別等の記載がない場合や設計内訳書にない細別等を記載した場合は、評価しません。
- (7) 「当該工事に関連する種類の登録基幹技能者」や「設計内訳書に記載される細別等」が複数の場合は、様式第5号に複数記載することを可能とします。
様式第5号を提出し、受注者は、そのうち1細別等以上・1種類以上の登録基幹技能者を配置すれば総合評価方式に係る履行は満たされたこととなります。

評価のポイント

- (1) 配置する登録基幹技能者は該当する細別等の施工期間の全てに従事させなければなりません。(1種類の登録基幹技能者に対して、複数の細別等を申請した場合、1つの細別等の施工期間の全てに従事すれば、総合評価方式に係る履行は満たされたこととなります。)
- (2) 契約後、施工計画書において従事者の氏名、従事期間を明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面(登録基幹技能者講習修了証等)の写しを発注機関に提出してください。
- (3) 登録基幹技能者が途中交代となる場合は、様式第5号で申請した種類と同じ登録基幹技能者を配置してください。契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
- (4) 様式第5号に複数記載した場合、評価を行う際には最低の点数となる申請の点数を評価値としますので、ご注意下さい。(例えば、2種類の登録基幹技能者を申請した際に、いずれかの種類が当該工事に関連しない場合、0点となります。)
- (5) 設計内訳書において、同じ細別等の表記が2つ以上ある場合は、登録基幹技能者を配置する細別等が特定できるよう次の表に掲げる細別等の上の階層と細別等を記載してください。

積算基準の適用	細別等の上の階層
営繕	科目別内訳、中科目別内訳
下水(土木を除く)	工種、種別
上記以外(土木等)	工種(レベル2)、種別(レベル3)

- (6) 受注者の責により履行されていないと判断された場合は、履行義務違反として工事成績を減点することとします。

登録基幹技能者の配置

工事名： ○○○工事

登録基幹技能者の配置の有無	●	配置あり
	－	なし

○配置する場合

各工事の設計内訳書に記載された「細別等」を記載する。

	登録基幹技能者を配置する 「細別等」	登録基幹技能者の種類
記載欄1	安定処理(放流路)	登録鳶・土工基幹技能者
記載欄2		
記載欄3		

「細別等」に関連する登録基幹技能者の種類を記載する。
(種類はガイドライン P.27「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。)

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 配置する場合は、元請または一次下請企業が配置する登録基幹技能者（元請けの主任、又は監理技術者を除く。）を記載すること。
- 3 複数申請する場合は複数を記載すること。(そのうち1種類以上の登録基幹技能者を配置)
- 4 必要に応じて、記載欄を追加すること。
- 5 一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

対象型式：特別簡易型 A、B・簡易型

提出要領

- (1) ICT活用工事の対象工種（例：ICT土工）は入札公告文をご確認ください。
- (2) 提出する様式はありません。
活用する場合は様式第1号の「ICT活用工事の実施」において「活用あり」として下さい。
また、契約後に受発注者間で協議を行い、活用する工種（例：ICT土工）を決定してください。

評価のポイント

- (1) 入札公告で指定された工種のうち、1つでもICT施工技術を活用する場合に評価します。

記載要領

- (1) 過去2年間又は1年間の過去の不誠実な行為を対象とします。
- (2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とします。国、市町村は含みません。
- (3) 過去2年間とは、それぞれ入札公告の当日までの過去2年間とします。
例）公告日：令和8年4月23日
期 間：令和6年4月23日から令和8年4月23日まで
- (4) 過去の文書注意及び営業停止においては、過去1年間を対象とします。
- (5) 指名停止と文書注意等が何回あっても、減点数の積み上げは行いません。
- (6) 過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは対象外です。

5. 配置予定技術者

様式第6号：配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績・CPDの取組

対象型式：特別簡易型 A・簡易型

記載要領

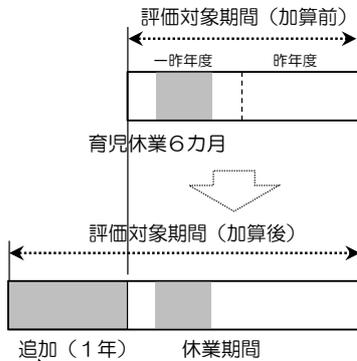
- (1) 様式第6号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 公告文に記載された「同種工事」であることが証明できるもの（コリンズや契約図書で読み取れない場合は竣工図面の写しなど）を添付してください。
なお、入札参加資格確認申請書と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。
- (3) 『主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績』については、過去4か年度間に80点以上の実績がある場合を評価対象とします。
該当が有る場合は、「80点以上の実績の有無」の欄の「実績あり」をプルダウンで選択し、それぞれの記載欄に記載してください。
- (4) 『主任（監理）技術者資格』について、配置予定者技術者のうち、主任（監理）技術者の資格は、一級国家資格又は技術士となります。
該当する資格に応じて、「監理技術者資格者証取得年月日」、「監理技術者講習修了証終了年月日」もしくは「その他の資格」の「資格名称」及び「取得年月日」を記載願います。
- (5) 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくても構いません。

[共通]

- (1) 工事経験、工事成績の評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価します。(別図 1 参照)
- (2) 技術者の途中変更があった工事の実績については、従事期間の最も長い技術者のみが評価対象となります。
ただし、製作を含む工事について、製作期間を除く期間に配置している技術者のみ評価する工事もありますので、入札公告文を確認して下さい。
また、フレックス工期契約制度による工事も、配置を要しない期間を除き、従事期間が最も長い技術者のみ評価します。
- (3) 技術者を技術資料提出時に 1 人に特定できない場合は、複数の技術者を申請することができます。この場合、本様式は全ての技術者分を作成して下さい。
なお、各技術者とも入札参加資格を満たさなければなりません。
また、評価を行う際には複数の技術者のうち、配置予定技術者「資格」、「工事経験」、「工事成績」及び「継続教育（CPD）の取り組み状況」の合計点が最も低い技術者の点数で評価します。
(「若手技術者・女性技術者の配置」を除いた評価となりますので、ご注意下さい。)
※後述「複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方」を参照
- (4) 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合以外は、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めません。
- (5) 複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、主たる権限を持つ主任（監理）技術者を評価対象とします。監理技術者を置くJVにおいては、主たる権限を持つ監理技術者のみを評価対象とし、他の構成員の主任技術者は評価対象外とします。
- (6) 入札参加資格で配置予定技術者の資格要件が定められている工事において、「若手・女性技術者の配置」を除く評価項目で提出する技術者は、入札参加資格申請で提出した技術者と同一とします。

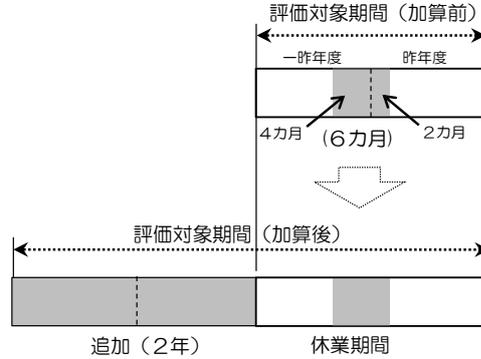
(別図 1) 「出産・育児等により休業した場合の評価対象期間について」

①休業期間が年度をまたがない場合



6ヵ月を1年に切り上げて、評価対象期間に加える。

②休業期間が年度をまたぐ場合



各年度の休業期間を1年ずつに切り上げて、計2年を評価対象期間に加える。

[工事経験]

- (7) 「工事経験」は配置予定技術者の施工経験がない場合は、0点で評価します。
- (8) 評価対象機関は、「企業の過去10年間の施工実績」と同じ機関となります。
- (9) 過去10年間の同種工事の施工経験は、担当技術者及び現場技術員は評価の対象となりません。
- (10) JVの構成員としての経験は、評価に出資比率を掛けずに評価します。
なお、出資比率が20%未満の場合には経験として評価しません。
- (11) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば一方は国・県の実績、もう一方は市町村の実績と異なる場合の評価は、低い方の実績で評価します。
例) 同種工事「〇〇を伴う□□工事(同一工事でなくても可)」が評価対象で、
〇〇の工事実績……………国・県等の実績
□□の工事実績……………市町村の実績
と別々の実績で提出された場合、市町村の実績(評価の低い方)で評価します。

[工事成績]

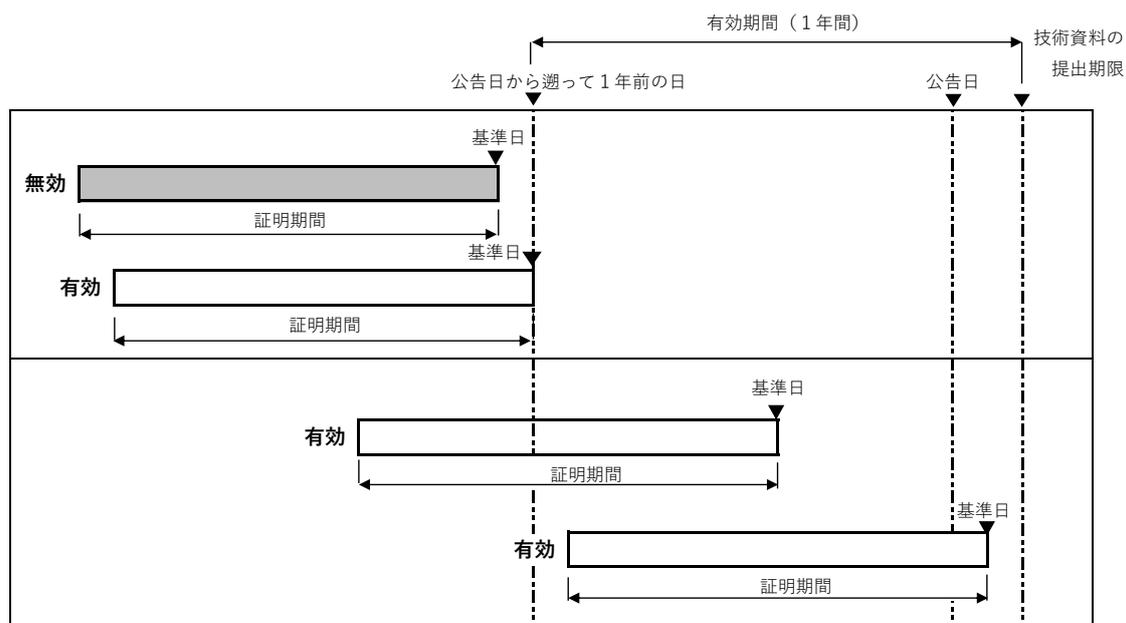
- (12) 「工事成績」は、工事完成検査後に完成が認められた年月日(工事検査結果通知書の年月日)の属する年度で判断します。
- (13) 現場代理人として従事した工事成績は対象となりません。

[継続教育（CPD）の取組状況]

- (14) 様式第6号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (15) 証明期間は原則として1年単位とします。
- (16) CPDの証明書の写し（コピー）を提出してください。基準日が有効期限内であることを確認します。証明書は単位数だけでなく学習履歴が記載されたもの、又はこれを証明する資料を添付してください。これが確認できない場合は、評価されませんのでご注意ください。
- (17) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとします。

<CPDの有効な基準日の考え方について>

※基準日は、取得した証明書の証明期間の最終の日付とします。



- (18) 学習履歴証明書の証明期間は推奨単位取得が確認できる1年間とする。
- (19) 1年間を越える証明期間が記載されている場合は、以下の単位取得状況を確認できる資料を併せて提出してください。
- 例) (一社) 全国土木施工管理技士連合会の場合・・・学習履歴証明書
と学習履歴明細書
- 建築CPD運営会議の場合・・・建築CPD実績証明書と受講履歴

(参考) (一社) 全国土木施工管理技士会連合会の場合の証明書の場合の例

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会
継続学習制度(CPDS) 学習履歴証明書

発行年月日 2015年2月04日

基準日が入札公告の日から遡って1年前の日から総合評価方式の技術資料の提出期限までの間にあるものを有効とする。

申請日	2015年1月29日
証明日 と証明期間	2015年4月30日 (2014年5月1日~2015年4月30日) (証明日より以前1年間の学習履歴を証明します。)
会社名	JCM
会社住所	〒102-0076 東京都千代田区五番町
TEL/FAX	TEL 03-3262-7421 FAX

証明期間が1年間を超える場合は別途、学習履歴明細書を添付してください。

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の証明日より以前1年間のCPDS学習履歴を証明します。

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

表-1

CPDS 加入者名	土木施工 管理技士 1.2級 の別	土木施工管理 技士資格番号	CPDS 加入者番号	取得ユニット数						
				社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位※	
						標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)
土木 花子			00045468	0 unit	0 unit	-	-	0 unit	-	-
土木 一郎	2級	123456789	00059690	0 unit	70 unit	取得	取得	70 unit	取得	取得

「取得」と記載
→ 加点対象
「-」と記載
→ 加点されない

0229831

学習履歴明細書
(これは学習履歴証明書ではありません)

【00230187】 土木 三部 【出力期間】 2017-09-01~2019-08-31

No	実施日	プログラム 番号	プログラム名称	A分類コード	形態コード	ユニット数
1	2017-12-20	391587	Webセミナー	211	402	6 unit
2	2018-01-20	391590	Web-CPDS: 1101129357	202	401	1 unit
3	2018-03-01	391595	Webセミナー	222	402	2 unit
4	2018-06-09	391604	新技術活用セミナー【第1回】(社内研修)	202	101-1	4 unit
5	2018-06-14	391726	解体工事講習	211	101-1	5 unit
6	2018-07-04	391845	監理技術者講習	211	106	12 unit

(参考) 建築 CPD 実績証明書の例

建築 CPD 実績証明書
(受講履歴付)

平成28年02月16日

テスト株式会社
〒289-1234
千葉県〇〇市〇〇町1丁目123-4

建築 CPD 運営会議
座長 高梨 晃一
建築 CPD 運営会議事務局
(公財) 建築技術教育普及センター
理事長 浅野 宏

履修期間が1年間であることを確認する。

下記の通り、建築 CPD の実績を証明します。

記

履修期間：平成 26 年 04 月 01 日 ~ 平成 27 年 03 月 31 日

履修期間が1年間を超える場合は、別途、受講履歴を添付してください。

資格名	番号	氏名	認定時間
一級建築士	999991	建築 花子	5
一級建築士	999999	建築 太郎	4
一級建築士	999992	建築 次郎	12
総認定時間数			21

基準日が入札公告の日から遡って1年前の日から総合評価方式の技術資料の提出期限までの間にあるものを有効とする。

配置予定技術者が12認定時間/年を確認する。

建築 CPD 情報提供制度の推奨単位は、12 認定時間/年

受講履歴

資格名	番号	氏名

実施日	プログラム名	主催者	形態 分類	分野 分類	認定 時間
認定時間合計					

[複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方]

(事例1)

配置予定技術者の能力	〇〇建設			評価値
	技術者 A	技術者 B	技術者 C	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	2
同種工事の施工経験	1	2	1	1
過去4か年度間の工事成績	0	1	1	1
継続教育（CPD）取得状況	2	2	0	0
合計点	5	7	4	4

※配置される技術者が特定できないため、合計点が最も低い技術者 C の得点が評価値となります。

※やむを得ない理由等で、契約後に技術者の途中変更を行う場合、評価値の合計点が減少する技術者を配置した場合は**履行義務違反**となりますのでご注意ください。

※複数の配置予定技術者の申請における評価値の比較については、「若手・女性技術者の配置」を除いた評価値で評価します。

(事例2)

配置予定技術者の能力	〇〇建設				評価値
	技術者 A	技術者 B	技術者 C	現場代理人 D	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	—	2
同種工事の施工経験	1	2	1	—	1
過去4か年度間の工事成績	0	1	1	—	1
継続教育（CPD）取得状況	2	2	0	—	0
若手・女性技術者の配置	—	—	—	1	1
合計点	5	7	4	—	5

※「若手・女性技術者の配置」が現場代理人として申請された場合は、主任（監理）技術者の合計点に加え、別途加点となります。

※現場代理人 D の従事がない場合は、「若手・女性技術者の配置」において**履行義務違反**となりますのでご注意ください。

工事名: ○○○工事

区 分	-	主任技術者
	●	監理技術者
氏名(ふりがな)	千葉 太郎 (ちば たろう)	
所 属 会 社	(株)△△建設	

○主任(監理)技術者資格

資 格 の 有 無	●	資格あり	-	資格なし
監理技術者 資格者証	取得年月日	平成○○年○○月○○日		
	修了年月日	平成△△年△△月△△日		
の そ 資 の 格 他	資格名称	技術士(○○)		
	取得年月日	平成○○年 □月 □日		

○過去10年間の同種工事の施工経験

実 績 区 分	●	国・県等の実績		
	-	市町村等の実績		
	-	その他の実績、又は実績なし		
発 注 者 名	○○土木事務所			
工 事 名	△△△△工事			
コリンズ登録番号	4999999991			
工 事 箇 所	千葉市中央区市場町			
受 注 形 態	●	単体	-	共同企業体
	共同企業体名			
	出 資 比 率			
請 負 金 額	○○○,○○○,○○○円			
請負金額全体 (共同企業体の場合)				
工 期	令和△△年9月1日 ~ 令和□□年3月25日 (○日)			
従 事 役 職	●	主任技術者		監理技術者
従 事 期 間	令和△△年9月1日 ~ 令和□□年3月25日 (○日)			
工 事 概 要	工事延長 L=100m 鋼矢板護岸工 L=100m 笠コンクリート工 L=100m			
評価対象期間の追加の有無		追加あり	●	追加なし

主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間の「工種：〇〇」での工事成績

80点以上の実績の有無	●	実績あり	－	なし
発注者名	〇〇土木事務所			
工事名	◆◆◆◆□工事			
コリンズ登録番号	4999999991			
工種	〇〇			
工事成績	82点			
工事検査結果通知書の通知年月日	令和△△年3月30日			
従事役職	－	主任技術者	●	監理技術者
a. 工期	令和□□年10月1日 ~ 令和△△年3月25日 (○日)			
b. 従事期間	令和□□年10月1日 ~ 令和△△年3月25日 (○日)			
上記aとbの期間が異なる場合は理由を記載				
受注形態	●	単体	－	共同企業体
	共同企業体名			
	出資比率			
懇会社以外での実績により申請する場合は、上記の工事成績を取得時に在籍していた会社の商号又は名称及び建設業許可番号を右欄に記載すること。	商号又は名称			
	建設業許可番号			
評価対象期間の追加の有無		追加あり	●	追加なし

○継続教育(CPD)の取組状況

継続教育(CPD)の取組状況の有無	●	あり	－	なし
証明書発行団体名	(一社)全国土木施工管理技士会連合会			

【記入における留意事項】

(共通)

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 特定・経常JVにおいて、配置予定技術者に監理技術者を配置する工事については、監理技術者を評価対象とする。(主任技術者は評価対象外)
- 3 入札参加資格確認申請書の添付資料で確認できるものは、添付不要とする。
(資格について)
- 4 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
【また、(資格の名称)の資格認定証明書の写しを添付すること。】(一級土木施工管理士等、必要がある場合のみ記載する。)
- (工事経験について)
- 5 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とする。
(複数の工事と同種工事の実績を申請する場合を除く)
- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくてもよい。
- 8 当該工事の内容を証明できるもの(コリンズ竣工実績データ等、契約書、図面の写し等)を添付すること。
なお、入札参加資格確認申請書と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができる。

様式第6号：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

対象型式：特別簡易型 A・簡易型

記載要領

- (1) 様式第6号について、評価対象期間の追加を行う場合、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。なお、対象外の場合は、作成及び提出は不要です。
- (2) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付すること。

○配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

記載例

評価対象期間の追加項目	①過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	－	産前休業	－	産後休業
	●	育児休業	－	介護休業
休業期間	令和3年5月1日 ～ 令和4年2月28日 (0年10ヶ月)			
追加対象期間	1年			

評価対象期間の追加項目	①過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	●	産前休業	●	産後休業
	●	育児休業	－	介護休業
休業期間	令和6年6月1日 ～ 令和7年8月31日 (1年3ヶ月)			
追加対象期間	2年			

評価対象期間の追加項目	②主任(監理)監理技術者として施工した過去4か年度間の工事成績			
休業種別	－	産前休業	－	産後休業
	－	育児休業	－	介護休業
休業期間	令和6年6月1日 ～ 令和7年8月31日 (1年3ヶ月)			
追加対象期間	2年			

評価対象期間の追加項目	追加項目を選択			
休業種別	－	産前休業	－	産後休業
	－	育児休業	－	介護休業
休業期間	～ (0年0ヶ月)			
追加対象期間	0年			

評価対象期間の追加項目	追加項目を選択			
休業種別	－	産前休業	－	産後休業
	－	育児休業	－	介護休業
休業期間	～ (0年0ヶ月)			
追加対象期間	0年			

追加評価対象期間合計	①過去10年間の同種工事の施工経験	3年
	②主任(監理)監理技術者として施工した過去4か年度間の工事成績	2年

【記入における留意事項】

- 1 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等(休業期間の確認が出来るものに限る))を添付すること。

記載要領

- (1) 様式第7号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者等として配置する場合に評価します。
＜評価対象＞
監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐、現場代理人、JVで各構成員が配置する主任技術者
＜評価対象外＞
担当技術者、現場技術員、監理技術者を配置する工事において形式上配置する主任技術者、監理技術者又は主任技術者を補助するために形式上配置する主任技術者
- (3) 若手技術者とは、入札公告日時点において満40歳未満の技術者とし、性別は問いません。
- (4) 女性技術者は、年齢を問いません。
- (5) 若手技術者は、直接的な雇用を証明する資料と年齢（満40歳未満）を証明する資料を添付してください。
- (6) 女性技術者は、直接的な雇用を証明する資料と性別を証明する資料を添付してください。
- (7) 個人情報のため、必要箇所以外は塗りつぶすなどの処理をお願いします。
- (8) 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を申請することができます。この場合、本書は全ての技術者分作成してください。その際は、各技術者とも入札参加資格要件を満たす必要があります。
- (9) 一抜け方式入札において、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事及び認めない工事が混在する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数が同一であること。

評価のポイント

- (1) 現場代理人に若手技術者又は女性技術者を配置する場合は、入札公告に記載された工種に関連する主任技術者相当の資格を有する者を評価対象とします。
- (2) 主任（監理）技術者に若手技術者又は女性技術者を配置する場合は、入札公告に記載された工種に関する主任技術者相当の資格を有する者であることが必要です。ただし、当該工事の入札参加資格要件で配置予定技術者の資格を定めている場合は、その要件を満たす者である必要があります。
- (3) 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事の場合、監理技術者補佐に若手技術者又は女性技術者を配置する場合も評価対象とします。
この場合、当該工事に係る監理技術者補佐として配置できる法令上の資格要件を満たしている必要があります。
- (4) JVの構成員が配置する、主たる監理（主任）技術者以外の主任技術者として技術者又は女性技術者を配置する場合は評価対象とします。なお、この場合の資格要件は（2）の場合と同じとします。
- (5) 女性技術者の配置と地域貢献度の千葉県在住の女性雇用の実績は同一人物でも評価します。
技術者の配置については、女性技術者の育成・確保という観点、女性の雇用実績については、千葉県内在住の女性雇用拡大の観点から評価しているものであり、両方の目的を果たしていることから、両方とも評価するものです。
- (6) 資格証明は、技術検定合格後、合格証明書受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書でも可能とします。
ただし、合格通知書は合格証明書発行までの暫定的な確認手段であるため、契約後に合格証明書を確認します。合格証明書を受領した際には、速やかに合格証明書の写しを発注機関に提出してください。

若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置

工事名： ○○○工事

若手技術者、又は女性技術者の配置の有無	●	配置あり
	—	なし

○配置する場合

配置技術者の種類	●	若手技術者
		女性技術者
従事役職	●	現場代理人
		主任技術者
		監理技術者
		監理技術者補佐
氏名(ふりがな)	千葉 太郎 (ちば たろう)	
生年月日(年齢)	平成□□年 △月 ○日 (32歳)	
資格名称	一級土木施工管理技士	

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を技術者とすることができる。
この場合、本様式は全ての技術者分作成すること。
- 3 証明資料が他の技術資料と同一の場合は、添付不要とする。
- 4 一抜け方式入札において、専任特例2号の場合の管理技術者の配置を認める工事及び配置を認めない工事が混在する場合、本様式は参加を希望する全ての工事分を作成すること。

6. 地域精通度

様式第8号：当該管内での施工実績

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第8号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。

評価のポイント

- (1) 公共工事の施工実績であれば、入札公告で指定の当該工種以外の工種の実績でも評価します。(工種や施工内容は問わない)
- (2) 複数の管内での施工実績の場合は、一部でも当該管内が含まれれば評価されます。
- (3) 特別簡易型(C)において、市町村単位で施工実績を評価する場合は、当該市町村のみの実績が評価されます。

当該管内での施工実績

工事名: ○○○工事

実 績 区 分	●	国・県等の実績		
	—	市町村等の実績		
	—	その他の実績、又は実績なし		
発 注 者 名	○○土木事務所		当該管内(千葉県内)又は、市町村であることを確認すること。 一部管理が他の事務所管内に跨る箇所などの扱いに迷う場合は 発注機関に確認してください。	
工 事 名	◆◆◆◆工事			
コリンズ登録番号	4999999991			
工 事 箇 所	千葉県 八千代市			
受 注 形 態	●	単 体	—	共同企業体
	共同企業体名			
	出 資 比 率			
請 負 金 額	○○,○○○,○○○円			
請 負 金 額 全 体 (共同企業体の場合)				
工 期	令和□年 8月 1日 ~ 令和△年 2月20日			

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 記載する施工実績の件数は1件でよい。
- 3 請負金額(全体)は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 5 当該工事の内容を証明できるもの(コリンズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等)を添付すること。
なお、参加資格確認申請書と同一の工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。

7. 地域貢献度

様式第9号：災害協定締結の有無

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第9号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 入札公告で指定した協定及び地域のみを評価対象とします。
- (3) 協定を締結する団体に所属しているか確認しますので、その団体の発行する証明書等を提出してください。ただし、協定の写しで当該団体に所属している事が確認できる場合には、別途提出は不要です。
- (4) 協定の締結が無い場合には、様式第9号の提出は不要です。

災害協定締結の有無

工事名： ○○○工事

①千葉県との基本協定締結の有無	●	県との基本協定の締結あり		
	—	なし		
	基本協定の名称	●	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	
		—	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	
		—	災害時の応援業務に関する協定	
		—	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	
—		その他()		
②千葉県出先機関との細目協定締結の有無	—	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり		
		細目協定を締結している千葉県の出先機関名		
	●	なし		

部局により名称が違う場合は正式な名称を記載してください。

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 対象協会・支部等の企業であることを証明する書類を添付すること。

細目協定の対象企業であることが確認できない事例が多いため、証明書の添付漏れに注意

様式第10号：災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定

対象型式：特別簡易型 A・簡易型

記載要領

- (1) 様式第10号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。

評価のポイント

- (1) 入札公告日時点において、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無を評価します。
- (2) 認定証の写しを提出するものとし、提出がない場合は、評価しません。

災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定

工事名: ○○○工事

関東地方整備局長 が発行する認定証 の写し	●	認定あり
	－	なし

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 関東地方整備局長が発行する認定証の写しを添付すること。

イメージ (認定証の写し)



記載要領

- (1) 様式第11号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 全ての下請（1次、2次、3次・・・）について記載してください。
なお、1次下請負予定金額には、2次下請負予定金額を除いた値を記載します。
（以下、2次から3次の場合等も同様）
- (3) 下請契約は、建設業法における建設業者間で結ばれる請負契約のことであり、資材の調達や製作のみの契約など、当該工事の施工現場における労務を含まないものは下請金額には計上できません。
（その他下請契約に含まない例：警備業者、測量業者及び地質調査業者等）
- (4) 一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書は参加を希望するすべての工事分を作成してください。

評価のポイント

- (1) この項目での県内企業とは、千葉県内に本社を有する者です。県外企業の県内の支店・営業所は、県内企業と判断されません。
- (2) 下請負契約のうち県内企業の割合は、施工体制台帳にある全ての下請企業（2次、3次以下も含む）について、県内外を分類し、各々の契約書、注文書、請書等の写し等を求め契約金額を確認します。
- (3) 共同企業体の場合は、下記のいずれかで評価します。
 - ①企業体として、下請けの県内企業を活用する比率で評価
 - ②企業体構成員のうち県内企業が占める出資比率の合計で評価（特定JVのみ）
（②を選択した場合は様式第11号の提出は不要です。）

県内企業の活用

工事名： ○○○工事

県内企業・県外企業の区分	-	入札参加者が県内企業
	●	入札参加者が県外企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定
	-	入札参加者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定
	-	その他

○県外企業(下請負予定金額割合50%以上)の場合

1. 下請負予定金額	工種	予定金額	県内外の別
	笠コンクリート工	111,111,111	県内
2. 下請負予定金額の合計(A)		111,111,111 円	
3. 県内企業下請負予定金額の合計(B) (2.のうち、県内のみ合算した値)		111,111,111 円	
4. 県内企業が下請負予定金額に占める割合 (B)÷(A)×100		100.0%	

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 受注後、下請企業の変更等により、「4. 県内企業が下請負予定金額に占める割合」が「70%以上から70%未満」又は「50%以上から50%未満」に変更になった場合、履行義務違反となり工事成績評定点を3点減点する。
- 3 「4. 県内企業が下請負予定金額に占める割合」が「50%未満」の場合は提出不要とする。

対象要件

- (1) 入札公告に指定された管内に建設業法上の本店がある場合、評価します。
- (2) 当該管内で、災害応急対策に関する協定を締結している支店は、本店扱いとします。
- (3) 特別簡易型（C）において、市町村単位で営業拠点（本店）を評価する場合、当該市町村に営業拠点（本店）がある場合のみ評価します。

対象型式：特別簡易型 A・簡易型

記載要領

- (1) 様式第12号については、最終製品段階に加工し製品化した会社名（本社の所在地が千葉県内の場合）、又は最終製品段階に加工し製品化した工場名（工場の所在地が千葉県内の場合）のいずれかが該当するものを記載します。
- (2) 本社または工場が千葉県内に所在することがわかる資料（過去の工事の納入伝票、カタログ、ホームページ等で、本社や工場が千葉県内に所在することがわかる部分の写し等）を添付して下さい。

評価のポイント

- (1) 県内及び県外の企業が製造又は生産する品目の内、県産品を使用した場合、評価します。
※入札公告の「当該工事で指定する県産品」に記載された品目が評価対象となります。
- (2) 指定品目の調達先の本社や工場が千葉県内に所在し、以下の①、②のいずれかに該当した場合、評価します。
 - ①最終製品段階に加工し製品化した、会社の本社が千葉県内
（工場が県外でも可）
 - ②最終製品段階に加工し製品化した、工場の所在地が千葉県内
（本社が県外でも可）※商社、問屋等の本社が千葉県内にあっても県産品にはなりません。
※製品の素材の生産や複数工程の途中段階が千葉県内の工場では、県産品になりません。
- (3) 指定品目が県外を含めた複数の工場で製造されている場合、千葉県内の工場から出荷される事を確約する資料は、技術資料提出時には必要ありません。
なお、落札者となった場合は、完成検査時まで、現場に搬入された資材が千葉県内の工場から出荷されたことを確認します。
- (4) 入札公告に評価対象として記載された、主要資材の数量に履行義務が課されます。なお、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。

(5) 設計変更により指定品目の数量の増減があった場合は、増量変更の場合は当初設計分を担保することとし、減量変更の場合は変更後の設計数量を担保するものとし、

※工事着手前に設計数量の減量が必要となった場合は、必ず監督員と協議してください。協議が無く施工後に減量が判明した場合は、履行義務違反となります。

(6) 技術資料提出時の予定と異なる業者から調達した場合、その全量を予定と異なる業者から調達しても県産品の定義に合致すれば履行義務違反とはなりません。納入業者が技術資料提出時から変更となる旨を工事打合せ簿等の書面により記録してください。

(7) 複数品目のいずれかの使用が評価となる場合（「A 又は B」と指定した場合）、技術資料提出時から指定品目を変更（技術資料提出時は A、実際の使用は B）しても減点や履行義務違反とはなりません。

なお、この場合、着手後に指定品目を変更する旨を工事打合せ簿等の書面により記録してください。

(8) 施工時の県産品の確認は、納入伝票やミルシート等により、現場に実際に搬入された資材が県産品であることを確認します。

木材及び木材製品は、「ちばの木販売管理票 (A)」により、千葉県産であることを確認します。

(9) 履行義務違反の基本的な考え方は、以下となります。

発生ケース	対応
受注者の責により 100%の数量が達成出来なかった。	減点する。
発注者の指示により設計内容や数量が変更となり当初指定された数量が達成出来なくなった。	減点しない。
不可抗力（災害・停電等による工場の操業停止、想定していた工場の廃業等）により県産品の入手性が変化したことによる調達先の変更があったため、達成出来なくなった。	減点しない。

県産品活用計画書

工事名： ○○○工事

県産品活用の有無	●	指定品目の活用あり
	—	なし

○県産品活用ありの場合

品目・規格等 (入札公告で指定された県産品)	①最終製品段階に加工し製品化した会社名		②最終製品段階に加工し製品化した工場名	
	本社の所在地		工場の所在地	
U型側溝	会社名	○○建材(株)	工場名	○○建材(株)○○工場
	所在地	東京都○○区	所在地	千葉市花見川区
	会社名		工場名	
	所在地		所在地	
	会社名		工場名	
	所在地		所在地	
	会社名		工場名	
	所在地		所在地	
	会社名		工場名	
	所在地		所在地	

①、②どちらかの所在地が千葉県内であれば評価となります。

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 指定品目の県産品の活用の有無に対して評価する。
なお、入札公告の主要資材に記載された数量に、履行義務が課され、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。
- 3 本社又は工場が千葉県内に所在することを証明するものを添付する。
(過去の納入伝票、カタログの該当ページの写し等)
- 4 この表に記載した業者を、県産品の定義に当てはまる範囲において施工時に他の業者に変更することは出来る。
- 5 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に県産品の活用が出来なかった場合は、履行義務違反として、工事成績評定点を3点減点する。

「県産品の定義」については手引きの記載を参照。
商社など調達先が県内というだけでは評価しません。

様式第13号：地域特有貢献の有無（地域美化活動のボランティア実績）

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第13号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 活動が証明（確認）できる資料を添付してください。
必ず団体で第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付し提出してください。
申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。

評価のポイント

- (1) 千葉県が管理する公共施設（道路、河川、海岸、都市公園等）における美化活動を評価します。
- (2) 千葉県が管理する公共施設には、県が市町村、指定管理者などに管理を委託している施設を含みます。
（管理施設の例）

稲毛海浜公園（管理者：千葉市）・・・・・・・・・・対象外
県立幕張海浜公園（管理者：千葉県）・・・・・・・・・・対象
- (3) 地域美化活動のボランティア活動の実績は、前年度又は当該年度に1回あれば評価します。（複数回あっても1回とします。）
- (4) ボランティアの実績において、美化活動が営業目的と判断されるような場合には、評価の対象としません。
- (5) 子会社や下請け会社が美化活動を行った実績は加点されません。
- (6) 公共施設管理者と協定締結等がない団体等の自主的な活動実績は評価対象外となります。

地域特有貢献の有無

工事名： ○○○工事

地域特有貢献の有無	●	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり
	—	県内在住の障害者雇用実績あり
	—	県内在住の高年齢者雇用実績あり
	—	県内在住の女性雇用実績あり
	—	千葉県が管理する道路、河川、海岸、都市公園などの公共施設が対象です。 (市町村管理施設は対象外)

○地域特有貢献ありの場合

地域美化活動等のボランティア活動実績	活動の区域	千葉市美浜区						
	活動組織名称	千葉県○○○○協会						
	活動の期間	令和○○年○月○日 ~ 令和○○年○月○日						
	活動の内容	県立幕張海浜公園ビーチクリーン活動						
障害者雇用実績 高年齢者雇用実績 女性雇用実績	勤務している営業所、工	申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。必ず団体で第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付してください。						
	所 在							
	被 雇 用 者	—	障害者	—	高年齢者	—	女性	

【記入における留意事項】

(共通)

1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。

(地域美化活動のボランティア実績について)

2 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の日までとします。

3 活動が証明(確認)できる資料として、必ず公共施設管理者との協定締結等、又は活動が証明できる資料を添付してください。

なお、新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要です。

様式第13号：地域特有貢献の有無（障害者雇用実績）

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第13号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 障害者の雇用及び県内在住の証明ができる書類を提出してください。
【提出書類の例】
 - ①障害者の雇用を証明する書類
 - ・公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書（直近の6月1日現在）」の写し（公共職業安定所の法令等に定められた期日（6月1日～7月15日）内の受領印が押されているもの）。
 - ・報告義務のない事業主は、雇用状況を確認できる書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料のいずれかの写し）及び障害者の証明書類（障害者手帳等の写し）
 - ②県内在住を証明する書類
 - ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
- (3) 書類を提出する際は、証明に不必要な部分を消去する（塗り潰す）などし、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に該当する者の雇用に対し評価します。
- (2) 継続的な雇用（勤続3か月以上）で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
障害者の雇用の証明書等を提出してください。
- (3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

地域特有貢献の有無

工事名： ○○○工事

地域特有貢献の有無	—	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり
	●	県内在住の障害者雇用実績あり
	—	県内在住の高年齢者雇用実績あり
	—	県内在住の女性雇用実績あり
	—	該当なし

○地域特有貢献ありの場合

地域美化活動等のボランティア活動実績	活動の区域	
	活動組織名称	原則、第三者が発行する証明書により
	活動の期間	1)障害者の雇用であること
	活動の内容	2)県内在住であることが確認できる書類を添付
障害者雇用実績 高年齢者雇用実績 女性雇用実績	勤務している本店、営業所、工場の名称	(株)△△建設
	所在地	千葉市中央区市場町1丁目1番地
	被雇用者	● 障害者 — 高年齢者 — 女性

【記入における留意事項】

(共通)

1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。

(地域美化活動のボランティア実績について)

2 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の日までとします。

3 活動が証明(確認)できる資料として、必ず公共施設管理者との協定締結等、又は活動が証明できる資料を添付してください。

なお、新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要です。

様式第13号：地域特有貢献の有無（高年齢者雇用実績）

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第13号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 雇用、年齢及び県内在住が証明できる書類を提出してください。
【提出書類の例】
 - ①雇用を証明する書類
 - ・ 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料のいずれかの写し
 - ②年齢を証明する書類
 - ・ 運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
 - ③県内在住を証明する書類
 - ・ 運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
- (3) 書類を提出する際は、証明に不必要な部分を消去する（塗り潰す）などし、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価します。（65歳以上）
- (2) 継続的な雇用（勤続3か月以上）で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

地域特有貢献の有無

工事名： ○○○工事

地域特有貢献の有無	—	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり
	—	県内在住の障害者雇用実績あり
	●	県内在住の高年齢者雇用実績あり
	—	県内在住の女性雇用実績あり
	—	該当なし

○地域特有貢献ありの場合

地域美化活動等のボランティア活動実績	活動の区域	
	活動組織名称	
	活動の期間	
	活動の内容	
障害者雇用実績 高年齢者雇用実績 女性雇用実績	勤務している本店、営業所、工場の名称	(株)△△建設
	所在地	千葉市中央区市場町1丁目1番地
	被雇用者	— 障害者 ● 高年齢者 — 女性

【記入における留意事項】

(共通)

1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。

(地域美化活動のボランティア実績について)

2 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の日までとします。

3 活動が証明(確認)できる資料として、必ず公共施設管理者との協定締結等、又は活動が証明できる資料を添付してください。

なお、新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要です。

様式第13号：地域特有貢献の有無（女性雇用実績）

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第13号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 雇用、性別及び県内在住の証明ができる書類を提出してください。
【提出書類の例】
 - ①雇用を証明する書類
 - ・ 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料のいずれかの写し
 - ②性別を証明する書類
 - ・ マイナンバーカード、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等のいずれかの写し
 - ③県内在住を証明する書類
 - ・ 運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
- (3) 書類を提出する際は、証明に不必要な部分を消去する（塗り潰す）などし、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 継続的な雇用（勤続3か月以上）で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (2) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (3) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

地域特有貢献の有無

工事名： ○○○工事

地域特有貢献の有無	—	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績あり
	—	県内在住の障害者雇用実績あり
	—	県内在住の高年齢者雇用実績あり
	●	県内在住の女性雇用実績あり
	—	該当なし

○地域特有貢献ありの場合

地域美化活動等のボランティア活動実績	活動の区域	
	活動組織名称	
	活動の期間	
	活動の内容	
障害者雇用実績 高年齢者雇用実績 女性雇用実績	勤務している本店、営業所、工場の名称	(株)△△建設
	所在地	千葉市中央区市場町1丁目1番地
	被雇用者	— 障害者 — 高年齢者 ● 女性

【記入における留意事項】

(共通)

1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。

(地域美化活動のボランティア実績について)

2 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の日までとします。

3 活動が証明(確認)できる資料として、必ず公共施設管理者との協定締結等、又は活動が証明できる資料を添付してください。

なお、新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要です。

8. その他

様式第14号：手持ち工事量

対象型式：特別簡易型 A・簡易型

記載要領

- (1) 様式第14号については、千葉県所掌工事における同工種の工事の契約状況に基づき記載します。申請点数が0点となる場合は、提出は不要です。
- (2) 契約状況を一覧表（自由様式）にして併せて提出してください。一覧表は発注年度、発注者、工事名、契約日、請負金額を記載してください。また、記載した工事を示すコリンズの竣工実績データ等を添付してください。
- (3) 契約変更した場合の確認や竣工後の登録手続きにより、コリンズの登録が完了していない場合は、契約書の写し等、最新の契約内容が反映されたものを提出して下さい。
- (4) 議会承認前の仮契約となっている工事は対象としません。

評価のポイント

- (1) 手持ち工事量は、当初契約日で判断します。
- (2) 増額（減額）変更された工事は公告日の当日時点で確定している最新の請負金額とします。
- (3) 過去2年間の平均受注額がない場合や過去1年間の年間受注額が0の場合、下記のように評価します。

分子/分母	特別簡易型	簡易型
0/0	1点	1点
0/a	1点	1点
a/0	0点	0点

※ a は 0 より大きい値（受注額）

分子：施工中、完成に係わらず、公告日から遡って1年間に契約した工事請負代金の合計（工事請負代金500万円未満の工事を除く）

分母：過去2か年度間の平均受注額（工事請負代金500万円未満の工事を除く）

手持ち工事量の状況

工事名： ○○○工事

入札公告から遡って1年間の受注実績の有無	●	受注実績あり	-	受注実績なし
過去2か年度間の受注実績の有無	●	受注実績あり	-	受注実績なし
①年間受注額	88,000,000 円			
②過去2か年度間の平均受注額	143,000,000 円			
③手持ち工事量比率	$\frac{\text{①}(88,000,000 \text{ 円})}{\text{②}(143,000,000 \text{ 円})} =$ $\text{③ } 0.6$			

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 「年間受注額」が有り「過去2か年度間の平均受注額」が0円の場合は、手持ち工事量比率を「-」と記入し、申請点を0点とする。
- 3 「年間受注額」及び「過去2か年度間の平均受注額」が共に0円の場合は、手持ち工事量比率を「-」と記入し、申請点を1点とする。

9. 自由項目

様式第15号：災害活動実績

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

記載要領

- (1) 様式第15号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 活動実績を証明する各出先機関等が発行の「災害活動証明書」の写し、又は、「契約書」の写しと作業内容が上記の内容であることが分かる書類の写しを添付してください。
- (3) 災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した時点の日付とします。
入札公告の当日までの活動実績を評価するため、各出先機関等から発行される証明書の発行日は、公告日以降のものでも構いません。
証明証の発行については各出先機関等にご相談ください。

評価のポイント

- (1) 災害協定締結の有無を評価項目に設定した場合に、同一の協定に基づく「過去2年間の災害活動実績」を評価します。
- (2) 災害協定に基づき各出先機関等が依頼して対応した「応急措置」、「応急復旧工事」が評価の対象となります。パトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置の業務は、評価の対象となりません。

災害活動実績

工事名: ○○○工事

災害活動実績の有無	●	実績あり
	—	実績なし

○災害活動実績ありの場合

災害活動実績の詳細	災 害 名	台風○○号		
	発 生 日 時	令和○○年○○月○○日		
	協 定 名	●	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	
		—	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定	
		—	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	
		—	災害時の応援業務に関する協定	
		—	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	
		—	その他 ()	
	作 業 箇 所	○○市○○地先		
	作 業 内 容	崩壊土砂の応急撤去		
災害活動完了日	令和○○年○○月○○日			

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」を確認すること。
- 2 入札公告の前年度から過去2か年度及び当該年度の入札公告の日までを加えた期間を評価します。
- 3 入札参加資格要件で示す管内での災害活動実績を評価します。
- 4 応急復旧工事等の実績を評価します。

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等、災害協定に基づき各出先機関が依頼して対応した「応急復旧工事等」が評価の対象となります。
各出先機関が発行する「災害活動証明書」の写しを添付して下さい。

10. 標準型の評価方法について

対象型式：標準型

様式第16号：技術提案書（標準型）・施工計画書（標準型）

評価方法の概要

- (1) 標準型は、技術提案と工事全般の施工計画を求める型式であり、いずれも文章による記述式となっています。標準型に限り様式第1号（評価点算定資料一覧表）の提出は不要です。技術提案書及び施工計画書をそれぞれ提出してください。いずれも提出が無い場合又は白紙の場合は、技術資料未提出となり入札無効となります。
- (2) 技術提案については、発注者が以下の4つの設定項目の中から、工事の内容により1項目又は2項目課題を設定します。
- ①総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）
 - ②性能・強度等（性能・機能の向上等）
 - ③社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）
 - ④個別テーマの施工計画
- なお、同一の設定項目の中から2課題設定する場合や、課題に対する必須の提案項目を指定する場合があります。
- それぞれの設定項目（課題）に対し、提案内容が課題に対して、現地条件を踏まえており適切であるか、また、その内容が優れているかを評価し、0点から10点の評価点を与えます。
- 更に総合的な観点で優れている技術提案については、この評価点に2点を加点します。
- (3) 工事全般の施工計画については、発注者が、現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて配慮すべき事項として、工程管理、品質管理、施工上の配慮事項、安全管理、又は環境対策等に関する具体的な課題を2課題程度、設定します。
- なお、同一の事項の中から2課題設定する場合や、課題に対する必須の提案項目を指定する場合があります。
- 提案内容が課題に対して、現地条件を踏まえており適切であるか、また、その内容が優れているかを評価し、設定項目（課題）数に関わらず施工計画書全体として0点から10点の評価点を与えます。更に総合的な観点で優れている施工計画書については、この評価点に2点を加点します。

記述要領

- (1) 技術提案書は、様式第16号の1「技術提案書（標準型）」を、工事全般の施工計画書は、様式第16号の2「施工計画書（標準型）」を使用します。
- (2) 指定の様式を使用していないもの及び本記述要領に従って記述されていないものは、提案内容に関わらず評価対象外とし0点とする場合があります。
- (3) 文字サイズは11ポイント以上（ただし図表等を除く）を標準とします。極端に小さいものや図表等においてつぶれ等で文字が読み取れないものは、評価の対象としない場合があります。
- (4) 提案内容は、評価項目1つにつき説明図表等を含め A4 用紙 2 ページ以内に記述することとし、用紙下方の余白にページ数を記載してください。3ページ目以降に記述した内容は評価の対象としません。
- (5) 入札公告に記載された設定項目（課題）に対して、提案項目及び提案項目に対する具体的な提案内容を記述します。
- (6) 提案項目数は、設定項目1つにつき3つまでとし、記述の順に①から③までの通し番号を付して記述します。指定項目（必須の提案項目）には、項目番号が指定されている場合がありますので、入札公告の記載に従ってください。

評価のポイント

- (1) 内容が具体的でないもの、技術動向に対して標準的なもの又は履行の確認ができないものについては評価しません。
- (2) 内容に優れた提案であっても、工事内容や施工条件に合わないもの等は加点評価しません。
- (3) 工事内容や設計条件に大きな変更を伴うような提案は評価しません。
- (4) 1つの提案項目は、1つの着目対象に限定して記述するものとします。着目対象が同一であれば、その中での提案数に制限はありません。なお、1つの提案項目の中で着目対象が異なる提案があった場合でも、主たる提案の効果を高めるために付帯して行う提案であると認められる場合は、主たる提案と同一の着目対象に係る提案として評価します。
- (5) 技術提案書及び施工計画書での提案内容は、検査時の採点に工事の創意工夫として考慮しません。

- (6) 発注者として施工不可とする提案については、契約後、当該提案を実施しない旨の通知を行う場合があります。
- (7) 施工不可とされた提案を除き、記述された提案は全て（ページ数や提案項目数を超えて評価の対象とならなかったものを含む）履行義務の対象となります。
- (8) 以下の場合は法令違反が含まれ不適切である場合として扱い、入札は無効となります。
- ・法令違反に該当する記述が含まれる場合
 - ・他社の権利等を不法に侵害する記述が含まれる場合
 - ・当該工事と明らかに関係のない技術提案又は施工計画の場合
 - ・安全上の配慮が著しく不適切な提案又は設計内容を大きく逸脱した提案が含まれる場合
 - ・技術提案書又は施工計画書の全部又は一部が他社の資料の写しと認められる場合（関係する全ての者の入札を無効にします）

技術提案書(標準型)

工事名	〇〇〇工事	会社名	〇〇建設株式会社
<p>(1) 技術提案(社会的要請) 特別な安全対策に関する具体的な提案について</p> <p>① 〇〇〇における安全対策に関する具体的な提案</p> <p>② 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p>③ 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p><u>↑ここまでで2ページ以内する。</u></p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> ・文字サイズは11ポイント以上(ただし図表等を除く)を標準とする。 ・入札公告に記載された設定項目(課題)1つにつき図表等を含めA4用紙2ページ以内に記述すること。 ・提案項目数は、設定項目1つにつき3つまでとし、記載の順に①から③までの通し番号を付して記述すること。 ・様式の下段余白にページ番号を付すこと。 </div>			
<p>(2) 〇〇〇に配慮した施工に関する具体的な提案について</p> <p>① 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p>② 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p>③ 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p><u>2課題目がある場合、1課題につき2ページ以内とする。</u></p>			

〇/〇ページ

余白にページ番号を付す

施工計画書(標準型)

工事名	〇〇〇工事	会社名	〇〇建設株式会社
<p>〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p>① 〇〇〇における安全対策に関する具体的な提案</p> <p>② 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p>③ 〇〇〇に関する具体的な提案</p> <p><u>↑ここまでで2ページ以内する</u></p> <p><u>2課題目がある場合、1課題につき2ページ以内とする。</u></p>			

〇/〇ページ

余白にページ番号を付す

1 1. 一抜け方式入札について

対象型式：特別簡易型 A～C・簡易型

対象要件

「建設工事等に係る一抜け方式入札のしおり」の対象案件で総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件を対象としています。

この算定方法とは、設定した評価項目、配点、評価基準、評価点が同一であることをいいます。

記載要領

(1) 一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一とすること。

なお、県内企業の活用のみ同一であることを認めます。

ただし、以下の様式については、各様式の注釈のとおり作成してください。

(2) 参加するすべての工事名称を1つの技術資料に併記してください。

○様式第1号（評価点算定資料一覧表）

（注）一抜け方式入札において、様式第11号（県内企業の活用）の申請点数が工事毎に変わる場合は、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

○様式第2号（施工計画）

（注）一抜け方式入札において、簡易型における施工計画の提出は複数の工事に参加していても1枚となります。

参加するすべての工事に共通する「着目点」、「着目理由」、「施工上の工夫」を記述して下さい。

それぞれの工事に個別に提出された場合は評価しません。（0点）

○様式第5号（登録基幹技能者の配置）

（注）一抜け方式入札において、登録基幹技能者を配置する工事と配置しない工事が混在する場合、本書及び様式第1号は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数は同一であること。

○様式第7号（若手・女性技術者の配置）

（注）一抜け方式入札において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を認める工事及び認めない工事が混在する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。

ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数は同一であること。

（設計金額により、特例監理技術者及び監理技術者の配置要件が異なる場合があります。入札公告の記載を確認してください。）

○様式第11号（県内企業の活用）

（注）一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書及び様式第1号は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

（施工規模により、下請け契約内容が異なる場合があるため）

第3章 入札手続き・評価方法など

1. 契約内容の担保

留意事項

- (1) 下請割合、県産品使用計画書については、得点しなかった内容の履行義務はありません。
例えば、下請の県内割合が40%から0%になっても減点しません。
- (2) 施工計画での提案が履行できなかった場合は一律に減点とはせず、受発注者間の協議を踏まえ、概ね次の考え方にに基づき判断します。

発生ケース	対応
①発注者側の理由による設計変更の結果履行不可能となった場合	減点しない。
②現場着手後に判明した事象への対応のため履行不可能となった場合	減点しない。
③正当な理由無く履行されなかった場合	減点する。

- (3) 発注者側の理由による設計変更や現場着手後に判明した事象への対応のために提案内容が履行不可能となった場合、総合評価上の減点等はありません。
ただし、受発注者協議の上、工事打合せ簿により履行義務の対象外である旨の記録を残しておく必要があります。
- (4) 技術資料提出後の技術者の途中変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合で、発注者と合意がなされた場合に認められます。
ただし、交代前後で技術者に係る評価点の合計点が減少しない者を配置してください。契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
(5. 配置予定技術者「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)
- (5) 若手・女性技術者（主任技術者）が、出産・育児休業等となった場合の緩和措置として、コリンズ上に主任技術者の登録を残し、若手・女性技術者に代わる技術者を新たに追加登録することで履行を担保できます。
ただし、その技術者が評価点の合計値が減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
(5. 配置予定技術者「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)

2. 評価調書（評価結果）

- (1) 評価調書は、ちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載されます。
 なお、システムへの掲載は若干時間を要します。
- (2) 評価調書（技術評価点及び評価項目毎の得点）の公表については、技術審査会、又は学識経験者の意見聴取に諮り技術評価点を確定したものを対象とします。
 そのため、技術審査会、又は学識経験者の意見聴取の開催前までに辞退等をした者は公表しません。
- (3) 自己採点方式では、原則、落札候補者以外（評価値が2位以下の者）については審査を行わないため、審査を行った者については2次評価値、審査を行わなかった者については、1次評価値（申請点）で公表します。

The screenshot shows the SuperCALs interface for bid results. The main content area displays bid details for '令和2年度 千葉県' (FY2020 Chiba Prefecture). A table lists bid items with columns for 'No.', '商号又は名称' (Company Name), '技術評価点' (Technical Evaluation Points), '入札書記載金額(税抜)' (Bid Amount), '評価値' (Evaluation Value), and '入札結果' (Bid Result). Two bids are listed: bid 1 with 120 points and bid 2 with 117.894 points. Below this, a table of documents for download is shown, including '1 評価調書' (Evaluation Report) and '2 法定福利費' (Statutory Social Security Contributions). A blue callout box with a white background and a blue border points to the 'ダウンロード' (Download) button for the evaluation report, containing the text 'ここをクリック (評価調書へ)'.

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工第〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力										企業の信頼性・社会性							その他							
企業の施工能力					配置予定技術者の能力					地域貢献度		地域貢献度			自由項目									
施工実績	工事成績	優良工事	離工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	-	2	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事成績	優良工事	離工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考
●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	30	20,000	100	120,000	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	注1
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1
(株)■建設	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	11	7,333	100	107,333	注1
××建設(株)	0	2	0	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	12	8,000	100	108,000	注1
△△建設(株)	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	13	8,666	100	108,666	注1

注1)自己採点方式での審査のため、公表する評価調書の技術評価点は入札参加者の申請点により算出している。

注2)辞退及び未入札の者については公表しない。

◎一抜け方式の場合の評価調書

【開札順1番目の工事】

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工業〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力											企業の信頼性・社会性							その他							
企業の施工能力					配置予定技術者の能力						地域貢献度				自由項目			合計	加算点	標準点	技術評価点				
施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品					地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	—	2	1	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考
●●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	30	20,000	100	120,000	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1

【開札順2番目以降の工事】

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工業〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力											企業の信頼性・社会性							その他							
企業の施工能力					配置予定技術者の能力						地域貢献度				自由項目			合計	加算点	標準点	技術評価点				
施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品					地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	—	2	1	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考
●●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	30	20,000	100	無効	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1
(株)■建設	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	11	7,333	100	107,333	注1
××建設(株)	0	2	0	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	12	9,000	100	109,000	注1
○△建設(株)	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	13	8,666	100	108,666	注1

注1) 自己採点方式での審査のため、公表する評価調書の技術評価点は入札参加者の申請点により算出している。
注2) 辞退及び未入札の者については公表しない。

開札順1番目の工事において、落札者となった者を、無効とする。

3. JVの評価方法について

JV等の各評価項目については、構成員ごとの点数を小数のまま算出します。各項目の点数すべてを合計したのちに小数点以下 2 位を切捨てます。(計算の過程では切り捨てせず、すべてを合計してから切り捨てて小数点 1 位までで評価します。)

【過去、JVで受注した工事实績の取扱い】※単体で入札参加する場合

評価項目		特定JVで受注した工事の評価方法	経常JVで受注した工事の評価方法
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	出資比率を掛けない。	出資比率で按分する。
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰	出資比率を掛けない。	出資比率で按分する。
	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
配置予定技術者の能力	過去10年間の同種工事の施工経験	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
	過去4か年度間の主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
地域精通度	過去10年間の当該管内での施工実績	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
その他	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での手持ち工事量	出資比率で按分する。(※1)	出資比率で按分する。(※1)
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事实績は評価しない	

(※1) JVで受注した工事を含まず手持ち工事量の計算

過去2か年度に、1億円(単独)、2億円(単独)、6億円(JV:3割出資)の受注があった場合

$$\text{分母} = (1 \text{億} + 2 \text{億} + 6 \text{億} \times 0.3) / 2 = 2.4 \text{億円}$$

【JVで参加する場合の評価方法】

評価項目		特定JVで参加する場合の評価方法	経常JVで参加する場合の評価方法	
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員の実績（いずれか1社があれば良い）	
	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。（※2）	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。（※2）	
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	登録基幹技能者の配置	特定JV、1次下請企業の技能者（特定JVの監理（主任）技術者を除く）、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JV、1次下請企業の技能者（経常JVの監理（主任）技術者を除く）、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去の不誠実な行為	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	下記のうち減点が大きいの方を採用 ・経常JVの減点 ・構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	手持ち工事量	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	・過去2か年度間の経常JVの実績 ・ない場合は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去10年間の同種工事の施工経験	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去4か年度間の主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績	特定JVの配置予定技術者を評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	若手技術者・女性技術者の配置	特定JVの配置予定技術者、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	継続教育（CPD）の取組状況	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
地域精	過去10年間の当該管内での施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
地域貢献度	災害協定締結の有無	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの協定の有無、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	災害時の基礎的事業継（BCP）の認定	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの協定の有無、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	県内企業の活用	下請活用で評価	特定JVとして、その工事で下請の県内企業を活用する比率で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVとして、その工事で下請けに県内企業を活用する比率で評価する。（出資比率を掛けない。）
		元請の比率で評価	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。
	営業拠点（本店）の当該管内における所在地		経常JVの所在地（代表者の住所）で評価する。（出資比率を掛けない。）	
地域特有貢献		経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。		
その他	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での手持ち工事量		経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
項自由	過去2年間の災害活動実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事実績は評価しない		

（※2）特定JVで参加する場合の工事成績の平均点

A社（7割出資）の平均点：77.7 → 5点
 B社（3割出資）の平均点：74.7 → 3点
 の場合、特定JVとしての得点は、
 $5点 \times 0.7 + 3点 \times 0.3 = 4.4点$